

ベトナム私法整備の経緯と 日本支援の役割*

－社会的共通資本としての法学の視点から－

原田 輝彦[†]

(日本政策投資銀行設備投資研究所)

* 本稿の作成に際し、金子神戸大学大学院教授や、筆者が所属する国際開発学会正会員の方々、また高橋南山大学法科大学院教授から貴重な御助言を賜った。このほか設備投資研究所での報告会参加者から有益なコメントを頂いた。記して感謝したい。もちろんあり得るべき誤りは全て筆者の責任である。

[†] E-mail: teharad@dbj.go.jp

The Process of law system preparation
in the Socialist Republic of Vietnam:

From the standpoint of jurisprudence
as social common capital

Economics Today, Vol. 26, No. 5, March, 2006

Teruhiko HARADA

Research Institute of Capital Formation

Development Bank of Japan

要 旨

本稿の目的は、ベトナムに於ける市場経済化について、主に法学の視点から分析を行うことにある。1986年12月ベトナム第6回共産党大会は、Doi Moi: 刷新 (=Innovation) 政策の採用を決議した。爾後約20年間、同国は一貫して市場経済化を加速している。この間、ASEAN、NIEs 及び中国は、工業化による経済成長を達成してきた。日本企業は、安くて豊富な労働力を求めて、これらアジア工業圏域に多額の海外直接投資を行ってきた。しかしながら、当該諸国の経済成長を受けて、現地 cheap labor cost を必ずしも享受出来なくなったことや、反日暴動（中国）等 country risk の存在等、日本企業は目下、投資対象国としてのベトナムに注目している。旁々、ベトナムもまた金融・資本市場 globalization 現象に巻き込まれており、その背後に法治主義の拡がりがある。

ベトナムは現行1992年憲法 § 15 で私的所有権を保証し、資本主義諸国所有権概念一般と一線を画する社会主義諸国私法論とは、趣を異にした制度を定着させつつある。ベトナムは社会主義を政治理念としながらも、市場経済の果実を享受すべく工業化による国民所得増加を政策目標に置いた。その過程で、i 民商事訴訟管轄、ii 当事者問題、iii 訴訟費用負担原則等、多種多様の国際私法論点が横たわっている。予防法学の観点からも、民商事紛争調整等私法整備がベトナム政府喫緊の課題となっている。本稿はベトナム法史と明治期日本法史を概観した後、1994年法務省による法整備支援事業開始以来、日本支援の役割は今後何処に軸足を置くべきか等を明らかにしている。二元断絶的市場観に収斂しているベトナム市場化政策に、IMF・世銀による法整備への助言、構造調整貸付付帯条件等がもたらす弊害は大きい。市場経済に整合的な法整備を行い実体経済を運営せんとしているベトナムにとって、日本民法の比較による議論も有益である。「法の支配」原理究明が、ベトナム私法研究に裨益する所以である。

Key Words : Doi Moi : 刷新 (=Innovation) 政策、予防法学、二元断絶的市場観、
法整備への助言、法の支配

以上

目 次

I. ベトナム私法整備支援と法理学（＝法哲学）との関わり	1
1. 法理学とは何か	1
2. ベトナム私法整備支援に法理学が必要である理由	3
II. ベトナム私法制度改革の今日的意義	5
1. ベトナムの人文地理上の位置付けとドイモイ政策	5
2. 法史概観	7
3. 植民地への近代法導入過程	8
4. 第2次世界大戦終了前後～Doi Moi（1986年）までの近代法導入状況	9
III. ベトナム社会の特徴から見た日本の法整備支援の有効性	11
1. ベトナム社会と共同法理	11
2. ベトナム家族法概観	12
3. ベトナム民法に於ける身分法規定	14
4. 日本国法務省による法整備支援の状況	15
5. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度整備状況	18
IV. ベトナム市場化政策の始まりと二元断絶的市場観	23
1. ベトナム工業化の程度と Doi Moi 以後ベトナム経済政策概観	23
2. 日本の対ベトナム政府開発援助状況	24
3. 国有企業改革と法整備	26
V. 結語	29
脚注	31
参考文献	49

I. ベトナム私法整備支援と法理学（＝法哲学）との関わり

1. 法理学とは何か

法理学（＝法哲学）という学問が日本で確立した時期は、1868年に迎えた明治維新以降、日本が近代化の歩みを始めた後に法学教育を受け、卒業後は主に東京・京都両帝国大学で教鞭を執った恒藤恭・尾高朝雄両教授*¹らに代表される世代に属する法学者が健筆を振るった時期であった、と言われている。周知のようにその頃の法理学は、19世紀末から20世紀初頭に掛けて一世を風靡した新カント主義の流れを汲む哲学理論に立脚したドイツ理論に影響されるところが大きく、相当に哲学的・思弁的かつ理論的内容を持つものであった。その一方で、立法・司法・行政に表象される現実社会の動きは、明治22（1889）年2月11日に発布された大日本帝国憲法を頂点とする実定法に導かれる法現実面に直面する様相を呈していた。法理学が一般に文学部で講述される哲学とはやや趣を異にし、現実の法律（＝実定法）を介する活動を踏まえた理論展開がなされる以上、その成果は哲学そのものと比較するならば、一層実践的な内容を含意するものであることは確かであろう。また、標記恒藤・尾高両教授はお二方ともに卓越した個人の力量と経歴を存分に発揮して、理論的傾向が強い法理学だけに留まらず、その他実践的な分野に於ける著作も多い。

しかし、個々の法現実に対する法理学による考察態度がより根源的な乃至分析的な手法によるものであって、法理学が固有に抱える学問課題が「法概念」乃至「法理念」の究明にあるとするならば、法理学に依拠する学問成果は、概念或いは理念それ自体の存在意義－*fuer sich*ではなく、寧ろ *an sich* な存在意義－をさえ問うことに繋がる傾向を多分に含むことになる。このような法理学の本質から由来する「抽象性」乃至「非現実性」は、法理学の確立期には一般的学問観であることが是認されていた。それどころか、*die Brotwissenschaft*－パンのための学問－である法律を教える法学部の中であって、殊に法理学者の研究観によれば、その「抽象性」「非現実性」を透徹させることによって、世間一般とは隔絶した学問観を形成することさえ奨励されていた現実がある。このような状況は、1980年代前半頃までの長期間にわたり継続した。その後、学問観は大きく変化して、国立大学法人化がなされた事実（2004年4月1日）に象徴されるように、今や「学問は実践的なもの、現実役に立つべきものである」との認識－産学官連携が重要視される－が広く受け入れられるようになってきた。この現象を将に、法理学に基づく手法に従って観察すると、日本に於いても明治以降知識人階級が自明としてきた西洋的意味に於ける教養概念に対する関心を低下させ、大学に於いても教養科目の最たるものである哲学が敬遠される“必然性”が導かれるようにも思

われる。

しかしながら、同様の運命を辿る筈であった法理学については、標記の学問に於ける実践部分が実定法学を介して、学問的関心を繋ぎ留めた…という現象*2が広汎に観察されている。この文脈で法理学は、「現実に関立つ学問にこそ、より大きな価値がある」とする当世流行の“学問観”に立脚しても、依然として法理学固有の価値論に潜在する重要性が広汎に意識されている現実を観察することが出来る。更に、直近社会科学の研究動向を観察すると、社会倫理に対する関心の高まりを背景として、法理学が遠くルネッサンスの時代に於いてもプラトン・アリストテレスの時代に遡るギリシャ哲学復興の過程で中世から近世へ向かうスコラ哲学に法理学の視点に立ち、神学から近代法律学への橋渡しをする役割を担った事実と同様の仕方—実定法と法理学の関ぎ合いの中で—貫した価値論を絶えず維持してきた事実が今日も、なお注目されていることを指摘出来よう。

一般論として約言すると、法理学を具体的事例に適用（応用）するためには、論者が依拠する「学問観」を問う作業が重要であろう、と思われる。すなわち、論者が立てようとしている論題それ自体が、新たな法理学の論題ともなり得る内容を持つだけに重要と言える。換言すると、言葉自体が一見論理矛盾を来しているようにも受け取られかねないものの、「法理学は思弁的かつ理論的でもある一方、別の側面から同じ論題を見れば、現実的かつ実践的解決に資するような仕方で、社会实践に有益な処方箋を書けるように論理を展開すべきである。」喩えて言うと、一本の大木が地表からは見通すことが出来ない根によって支えられている現実を認めることと同じように、社会現象（＝法現実と言い換えてもよい）の表面を透視して、法に含まれる根源的かつ分析的な思考を基盤に据えた実際の解決方法を探る…。観念的・表面的理解だけに留まることで満足するのではなくて、個々の問題にとって何が一体肝腎な論点なのか…という学問をする上で根元的な次元にまで降りていくことによって、初めて、目先の考えではなく価値判断を含む現実の法現実問題に対する適切な処方箋を書くことが理論的に可能になる、と愚考される。こうした姿勢を維持しないと、法理学は単なる評論や批評の類しか提供できない愚に陥る。この場合、法理学の諸問題にはそれぞれ固有の蓄積が必要であることは明白である。従って、論者は自分ひとりの力によっては必要十分な解答が得られる筈はない、と考える。そうであればこそ、法理学手法をベトナム私法整備支援に関する論述の中に織り込んでいくことが有用であることは間違いなからう。また、その過程で、金子教授はじめ神戸大学の諸先生方から御指導・御鞭撻を賜りながら提題について更に論考を深めていくことが大事である、と筆者は結論付けたい。

2. ベトナム私法整備支援に法理学が必要である理由

このような状況下、ベトナム私法整備支援に法理学が必要である理由もまた明確になるであろう。19 世紀半ば以降始まった植民地支配は、国民国家としての統一ベトナム国建設を妨げた。独立を果たしたベトナムが、宗主国や軍政による押し付けによることなく、自国固有の法制度を持つ環境に達し得たのは、漸くにして 20 世紀後半、以下に述べる約 120 年間（1859 年～1976 年）に及ぶ歴史を閲し、民族苦難の時代を辛抱強く乗り切ってからのことであった。それは、自国固有の事実たる慣習、国民性、文化規範や法に対する意識等の形而上学的な諸事象を考慮することもなく、時の支配者から“事実トシテ強要サレタ粗削リナ法ノ支配現象”の存在を見直す必要が出て来たからである。

別言するならば、漸くにして平和が訪れた 20 世紀第四・四半期以降、21 世紀初頭最初の 10 年紀にある今日、近代法に学理的な検証を行ってきた実績を持つ優れた“道具である”法理学に基づくならば、ベトナム社会の現実に沿った合理的規整へと結びつく法整備支援を行うことが出来るのではないかと愚考するからである。

すなわちベトナムは以下に述べる通り 19 世紀半ば以降フランスに支配されてきた。この間、フランス植民地化が進行する過程で、ベトナム現地法制度は遠く原国家時代に受容してきた中国法を祖型とする遅れた法制度から、フランス法を下敷きとする法近代化への胎動を見てきたところである。その後、1930 年^{*3}以降植民地支配からの脱却を目指し、ベトナム人自身によるベトナム国家回復闘争が勃発する中、フランスに替わる日本の軍事支配^{*4}時代の 5 年間を経て、1945 年 8 月 15 日には日本は敗戦を迎え、翌月 1945 年 9 月 2 日に、ホーチミンはハノイでベトナム民主共和国独立を宣言した。日本軍の武装解除後、再びベトナムに舞い戻ってきたフランスは、直ちに軍隊を進駐させて、ここに第 1 次インドシナ戦争が開始された。1954 年 5 月、ベトナム北西部ラオス国境に近いディエンビエンフーの戦いで フランス軍が敗北すると、その終戦処理を話し合うべく 7 月に、戦いの当事者であったベトナム政府代表を事実として抜きにして、停戦協定－ジュネーブ協定－が締結された。その主な内容は i 北緯 17 度線を軍事境界線に設定すること、ii 2 年後の 1956 年までに普通選挙を行うことであった。

しかしながら、ii の約束は履行されず、折からの 1950 年代から 1980 年代半ばゴルバチョフ & ブッシュ（父）による米ソの歴史的和解まで続いた東西冷戦体制下、フランスに替わって今度は米国が軍事介入して戦われた第 2 次インドシナ戦争（＝所謂ベトナム戦争）が開始された。このため、ベトナム全土を適用対象とする統一南北ベトナム国家を規整する法整備事業は遅延せざるを得なかった。当時の南・北ベトナム両国は、それぞれ未整備ながらも、南

は米国を、北は中国、ソ連を後ろ盾にする陣営に属していたから旧北ベトナムでは中国法・ソビエト法を中心法制とする社会主義法体制が、かたやアメリカによる軍事援助を頼みとした政治運営が行われていたので、旧南ベトナムでは英米法が私法制度の在り方を原則として規定していた。安定した国家運営に際して、体系的かつ整合的な法制度が存在することが望ましいことは、明白であり、詳説の必要もなかろう。1975年4月30日、北ベトナム軍が南ベトナム首都であったサイゴンに突入し、1946年12月の対仏抗戦開始から約30年を経て漸くベトナム人によるベトナム人のための国民国家が成立した。北ベトナム政府による南ベトナム政府打倒を以て決着した南北統一ベトナムは、この後総選挙を経由し、1976年6月24日～7月3日にかけて統一国会が開かれ、現在の国家体制（＝ベトナム社会主義共和国）が成立して現在に至っている。

Ⅱ．ベトナム私法制度改革の今日的意義

1．ベトナムの人文地理上の位置付けとドイモイ政策

ベトナム社会主義共和国は、東南アジア大陸部・インドシナ半島の東側に位置しており、西側でラオス、カンボジアとそして東北端で中国と国境を接している。国語はベトナム語が標準語とされているものの、山岳地方を中心に 54 に及ぶ少数民族が夫々固有の言語を使用している。1976 年 7 月南北統一前までは宗教も、約 1,200 年の長期に及ぶ中国支配（BC189 年～AD998 年）時代にベトナム原社会に広く浸透した儒教、道教、大乘仏教、およびこれらが混交した宗教が社会の基底を構成していた。また、フランス植民地時代（1859 年～1945 年）に宣教師によって活発に布教されたカトリックの影響も強い*5。

全国が社会主義化した 1976 年 7 月統一総選挙を挟んだ時期に、敗戦前米国による軍事援助に寄生する格好で国家体制が構築されていたそれまでの資本主義的な旧南ベトナム地方では、政治的迫害や私有財産没収等を予期した華僑系を中心とする難民—所謂 boat people—が大量にベトナムを離れる等、混乱が続いた。宗教についても同様で、教条主義的な社会主義思想観が災いして、個人の信仰の自由が抑圧された時期があったものの、1986 年 12 月ベトナム共産党第 6 回党大会に於いて採択された“Doi Moi”—ドイモイ：Innovation：刷新—政策後は、日本と同様に信仰の自由も広く認められるようになった。

ベトナムは以下 2 点で、他の東南アジア諸国と異なった側面を持っている。第 1 は上述の通り約 1,200 年の長期にわたる中国文化の影響が強く残存していることである。殊に、直接中国と国境を接している北部地方に見られるベトナム原国家の枠組みは、古代中国の律令国家を模範としていた。黎朝刑律や皇越律令等、公には中国法に起源を持つ法体制が人々の生活を規整していた。このほか、20 世紀初期まで日常文字に漢字が使用されていたことも、このことを強く物語っている。

第 2 は、1986 年 12 月以降—実際には、1987 年になってから刷新政策が具体的に導入された—この国が独自に歩んでいる国家運営手法をあげることが出来る。1980 年代後半、相次いで明らかになった旧東欧諸国、Soviet 連邦に見られた社会主義体制の弛緩とその結果生じた“社会主義を標榜する国家”の相次ぐ崩壊という事実を前に、ベトナムは独自の道を歩み出さざるを得なかった。1979 年 2 月、限定的規模ながら、ベトナムが中国と戦争状態*6に入った結果、生じた中国との関係悪化が貿易活動を途絶させた。このことはベトナム戦争終戦後間もなくの時期で、いざこれから国土復興に注力しようとしていた矢先にあったベトナム一般国民の生活を厳しいものにした。消費財を中心に、日常生活に不可欠な商品が市場か

ら姿を消し、あまつさえハイパーインフレによる自国通貨 VDN-Vietnam Dong- 価値の崩壊には、目を覆うものがあった。1989 年 9 月まで続いたベトナム軍のカンボジア駐屯は、結果として戦後復興期にあったベトナム経済を引き続き戦争遂行を最優先する経済体制のまま、留め置くことになった。1986 年 12 月、ドイモイ政策を導入するに至った理由は、対米救国戦争―ベトナム側では、1963 年～1975 年にかけてのベトナム戦争：1973 年 3 月以降、パリ会談により、米軍は徐々に直接的な戦闘行為から撤退：をこのように呼ぶ―に勝利したにも拘わらず、国民生活を窮乏から解放できなかったベトナム政府の決断によるものであった。

経済分野を中心とするこの政策は、政治面に於いてはベトナム共産党による一党独裁による社会主義原則を堅持するにも拘わらず、経済面ではそれまでの住宅や食料の原則無代償での供給（＝配給）等「古典的な社会主義経済運営」を放棄して、資本主義国に見られる市場経済化を通じた国民生活の向上を図ろうとするものであった。土地、建物等不動産に対する個人、企業の所有権を解消し、国家所有に切替えることを通じて国家が一元的に財を国民に分配することを特徴とする社会主義理念―これを懸念した華僑系を中心とする難民―所謂 boat people―が大量にベトナムを離れる等、混乱が続いた―を修正したこの政策は、私有財産を巡る利害関係者を羈束する規範たる法律の制定・見直しを求めることになった（＝殊に、財産・商取引を規整する民商事法典）*7。

しかしながら、社会主義国家体制下に於いて、経済と政治原理を切り離し、別物とする一見「氷炭の違い」と評せられ得るこのような状況は、「社会主義の性格とは何かを規定する机上の認識」と異なっている*8。今日のベトナムは、教条主義的な社会主義観の下では見られない筈の路上生活者の存在等に象徴される「絶対的な貧困状況」が依然として散見されるものの、経済は低位ながらも安定的成長を持続している。また、1994 年 2 月ベトナム戦争時以来の米国による経済制裁（＝embargo：禁輸政策）解除後、ベトナム政府による積極的な外資誘致政策が採用され、安価な国内労働力を活用することによる産業政策推進が顕在化している。かかる文脈で、目下進行中の私法制度改革は、法律面からどのような手立てを講じているのか、という切り口からこの国が近い将来、どのような産業政策を立案して、かつそれを実行していこうとしているのかを鳥瞰することに資するものと思料される。

2. 法史概観

約 1,200 年間に及ぶ中国支配を受けた北部地方と、Mekong Delta を中核とする南部地方は、タイ、カンボジア、ミャンマー等他の東南アジア諸国同様にインド亜大陸由来のヒンドゥ教文化の影響が色濃く残っているという観点で大きな違いが存在している。Ho Chi Minh (Saigon) 市から南部一帯に広がる豊かな穀倉地帯からカンボジアを追って自国領土に編入して、北部地方を併せた現在のベトナム国原型が形成されたのは、黎朝がチャンパを滅ぼした 1471 年である。以後、地政学的にインドシナ半島東部を占めるベトナムは、近代に入ると複数の中国系王朝を経て、1862 年総督によるフランス支配が始まり、1887 年にはラオス、カンボジアと合わさった 3 国で構成されるフランス領インドシナとなった。

それ以前の法史を概観すると、1407 年明（永楽帝）がホー朝を滅ぼして約 400 年ぶりに再度中国の直轄支配下に入ったものの、1428 年には抵抗運動の過程で黎朝が建てられた。黎朝は科挙を移入すると共に、中国文字を積極的に国内に広め、国家管理下にある土地を農民に対して分配する「田土分給制度」を採用した。管理下にある土地を中心に羈束するため、1470 年以降この王朝ではホンドク法典と呼称される大量の土地法が編纂された。その中身は、宗主国であった中国唐律・明律^{*9}を大幅に採用しているものの、その一方でベトナム農民固有の慣習法を採用している、と言われる。

16 世紀に入ると、黎朝は分裂の気配を見せ始め、以後は小国分裂・抗争時代を迎えた。1802 年、シャム、在ベトナムの華僑と東南アジアに関心を持ち始めたフランスの援助を得たグエン朝が成立するが、初期のうち、その根拠地である中部地方と異なる法文化圏である北部、南部に半ば自治権を認めていた。しかし、過去の実例に違わず、第 2 代明命ーミンマンー帝（1819 年～1841 年）の治世になると、中国風の中央集権国家を形成したが、法史的に言うと初代ジャロン帝の時代 1815 年に中国・清律を機械的に移入したジャロン法典が導入された。この法典は、ホンドク法典では見られた当時のベトナム農民固有の法慣習を考慮に入れなかったため、民衆の法実践とかけ離れていた。この結果、今日のベトナム社会でも通用している「王法であっても、村落（＝既成）秩序には立ち入れない」現実が生じた。

3. 植民地への近代法導入過程

早くも 17 世紀初頭になると、フランスはカトリックの布教活動を通じ、ベトナムに具体的な関係を持ち始めるようになった。19 世紀になると、グエン朝が行ったカトリック宣教師の弾圧を口実にサイゴンを占領し（1859 年）、1867 年には南部 3 省も勢力下に置いた。これにより、フランスは Mekong Delta 全土を実効支配することとなった（フランス領コーチシナ）。1880 年になると、植民地評議会設置を契機に、近代的法制度導入がフランス主導により実施された。1885 年、清仏戦争がフランスの勝利のうちに終わり、清朝が持っていたベトナムに対する冊封権を剥奪した後、グエン朝との間で締結した第 2 次フエ条約によってフランスはベトナムを保護国化した。この時期にフランスはカンボジアを保護国化（1884 年）、フランス領インドシナ連邦が発足した（1887 年）。

また、シャムとの間で条約を締結して、フランスはラオスに対する保護権も手中に収めた（1893 年）。これにより、インドシナ半島全域にフランス法の影響が及ぶことになった。更に、シャムから割譲させた 3 州（1907 年）、中国から租借した広州湾についても、フランス法が適用された。フランス本国官制に基づき、本国政府は植民地大臣配下にある総督を各地に派遣していたが、東南アジアに於いてもアフリカ等と同じように、上級者であるフランス人植民地官僚の指揮命令に従属する現地ベトナム人の下級役人を徐々に採用していった。

裁判所機構については、1921 年ベトナム人裁判官によるベトナム人原告・被告間の争訟を担当する現地人裁判所が設置され、支配階級であるフランス人間の争訟はフランス本国同様にこれとは別系統の裁判所が担当する一地域二裁判所制度となった。同年のフランス大統領令第 112 条に基づき適用される法規範は、ベトナム人については近代法以前のベトナム慣習法が、それ以外（＝フランス人、およびそれ以外のベトナム居住者）についてはフランス法によることとされた。一方、近代法であるフランス法に基づく争訟解決を希望するベトナム人当事者は、訴訟管轄を選択的にフランス法とすることも出来た。その際、民法総則に於ける時効概念など民衆の法実践とかけ離れていた法概念については、「フランス法」を積極的に近代化することを是とする立場から、フランス法を選択したベトナム人当事者に対しても裁判官は普遍的な法律の適用を慫慂した。

近代法以前のベトナム慣習法は、上述したベトナム原国家に於いて成立した近代化以前の各種法典や「事実タル慣習」のことを指す。それは、フランス植民地支配下にあって商品経済発達の萌芽を見ていた 20 世紀初期のベトナムであったとしても、ベトナム農村社会特有の強固な村落共同体から由来する、甚だしく未整理であった財産法に関する規定によっていたのでは、中国法を母法とする法制度では私人間利害の具体的かつ妥当な解決が困難な法事象

が漸く多くなってきたことを含意している。

4. 第2次世界大戦終了前後～Doi Moi（1986年）までの近代法導入状況

標記財産法については、フランス大統領令に基づき施行された「安南法綱要」（1883年）を土台とする民法編纂委員会（1917年）に継受され、以後14年の歳月を閲した「ベトナム民法」の完成（1931年）という形で結実した。なお、「安南法綱要」は親族・相続に限り編纂されたものであって、財産法に関しては土地法（1925年）が先行して立法化されている。

憲法史を見ると、フランス領インドシナは前述の通り一時期を日本軍による軍政が布かれたが、ホーチミンによる独立宣言後のベトナムに於いて、1976年南北ベトナム国統一以前の1946年・1959年憲法が、そして独立後は1980年・1992年憲法（現行法）の4つの憲法現実を経験している。一方で、現在ベトナム社会主義共和国首都が置かれているハノイは、独立宣言を発した1945年からドイモイが決定された1986年まで、国立ハノイ大学に法学部が設置されることもなく、当時の北ベトナム国内では、法学教育が等閑にされてきたという事情がある。この結果、所謂“職業法律家”＝法曹に期待される専門性に問題を有する一部の「法律家」が統一国民国家になった現在に於いても、未だ淘汰されることなく司法現場に“君臨”している事情も指摘される。彼らは、ベトナム戦争を実際に戦った戦争英雄が「政治幹部」となり、適切な司法に必要な職業訓練を欠いた儘、人民を裁く傾向にある。無論、時間の経過と共に、このような「政治幹部上がりの法律家」も、その数を減じつつあるが、彼ら軍人特有の思考類型によりもたらされる i 法よりも政策、ii 政策よりも命令…という法律知識に依らない行動様式を特徴とする状態に戸惑いを隠しきれない関係者の声もある。

一方で、彼ら「政治幹部上がりの法律家」よりも若い世代に属する法律家は、一般に旧東ドイツ・Soviet 連邦時代に彼の地に長期留学経験がある法律家も多く、法学的素養という面からはそれなりに訓練を積んでいる。彼ら若い世代に属する法律家は、「政治幹部上がりの法律家」よりも上の世代が、中国的教養の伝統一科举に代表される、前述儒教的な価値観を重視するという意味一に影響されて、近代西洋思想にその出自を見出す現行 global standard を構成している司法感覚に疎い…という傾向からも、自由な立場にある。「法の支配」が欠缺しかねない事態に危機感を募らせている法律家に、彼らの世代が多い…旨の指摘もあった*10。第2次世界大戦終了前後～Doi Moi（1986年）前後にかけてのベトナム公法に関して、重要な事柄は、凡そ以下の通りであろう。

- i 植民地支配下にあったベトナムでは、制定された憲法と講学上の“ブルジョア民主主義憲法”間に連続性がなかったこと。存在したのは国民国家による憲法ではなくて、封建

的な国王バオ・ダイらが制定した法令であり、更に宗主国であったフランスインドシナ総督府が発布した法令であった。

- ii 公法上の重要な概念として、捉えるベトナムに於ける反ファシズム闘争は、複雑な内容を孕むものであり、要約して結論のみ記するならば、人民民主主義権力を梃子にして、フランス・日本からなるファシストから民族独立を獲得する方向が提示されていたこと^{*11}。
「北半分で社会主義の完全な勝利を達成し、全国的な範囲（＝不可分の統一体である、北部・中部及び南部の三地方）から外国勢力を放逐しよう。そのために、民主主義的基礎の上で、祖国を平和的に統一し、完全な民族独立を達成するために戦う。」（1959年憲法前文）
- iii 北緯17度線を境に南北に分裂しているベトナム国は、「ベトナムの領土は、北部・中部及び南部の三地方からなり、不可分の統一体である。」（1946年憲法 § 2）と定められ、ベトナム戦争が北ベトナム勝利で終結した後の1980年憲法 § 5に於いても、北ベトナムの政治理念が強調された。
- iv 標記民主主義的・社会主義的変革を行うために、「法の支配」を重視する。政権は何よりも、適法でなければならない。このことは、科学・技術そして法整備（下線は筆者）を通じて、西洋諸国が生み出してきた近代化への七つ道具ならぬ「三種の神器」を、ベトナム政府も自国近代化の手段^{*12}として高く評価してきたことにほかならない。
- v 人権規定については、西洋近代以来の伝統的権利概念と異質であること。具体的には、個人・市民に個々の人権享受に先だって、民族・集団等が強調されていることが注目される。日本国憲法に定める人権概念と大きく異なる規定ぶりであり、この傾向はひとりベトナムのみに留まる場所ではない。植民地支配を受け、その後、社会主義を統治原理に掲げて出発した北朝鮮、キューバ等の憲法規定にも、同じ傾向が認められる。

Ⅲ. ベトナム社会の特徴から見た日本の法整備支援の有効性

1. ベトナム社会と共同法理

人文地理学の視点から、ベトナムが属している東南アジア社会を見ると、東アジアと異なった側面を持っていることが分かる。現在の日本や過去の中国－宋・元・明・清中期頃までの“中華帝国”という意味合いと比較すると、土地の生産性を比較すること等を通じて明らかとなる社会発展形態や、その結果としての人口密度、資本蓄積（＝本源的な意味に於けるそれ）等、同じアジアという地理上の区分で一括りにすることが憚られる。すなわち、日本や中華帝国に見られる先進農業地域では、稲作中心小家族単位による自給自足的経済が基本であったので、i 資本、ii 労働及びiii 土地から構成される生産要素市場の発展段階には跛行性があったものの、灌漑等農業土木技術等が発展した結果、近世初期には労働集約的な技術に裏打ちされた生産力が確保された*¹³。従って、中国南部等では当時にしても膨大な人口とそれを支え得る食料生産能力が存在していた。一方、東南アジア諸国は半島部・大陸部共に、粗放的農漁業を社会生産単位とし、東アジアに較べると、比較的に入人口が稠密ではなかったことが作用して、社会を発展させる－今日の言葉で云う生産性向上－諸力は、停滞していた。このような文脈で、土地資源が希少となった東アジア経済は、法律を含む制度や技術発展が連続的に観察され、単位面積当たり米収穫量の多寡といった指標に象徴される、土地の生産性を上昇させることに、各時代の農業政策担当者の軸足が遷っていった。この技術は、西洋型のそれが生産要素結合の自由度を向上させることによって得られる一例：三圃制農業－方策を執ったこととは異なって、限られた資源を効率良く活用する方向に誘導された。

しかしながら、ベトナムが属する東南アジア社会は、その基底部分に於いては、東アジアと似た構造を持っている。19世紀後半に至り、植民地経営－例えば、ベトナムに於けるフランス支配。時代をやや遡ると、1818年イギリス東インド会社（！）官僚ラッフルズによるシンガポール支配の始まり。それ以前のオランダによるインドネシア支配等－傘下にありながらも、西洋諸国から広く技術や制度が導入されるようになった。東南アジアも、当初はそれらを模倣する努力がなされたものの、土地や資本が相対的に希少な割には標記のように、労働力が豊富に存在しているこの地域の特殊性に着目した政策運営を行う方が効率的であることに、フランス・イギリス・オランダ等宗主国植民地官僚が気付くようになった。別言すれば、資本と労働が代替可能な場合には、「カネをかけて高価な機械設備を導入するよりも、寧ろ有り余っている安いヒトを使った方が良い」。

19世紀後半になると、国際経済は、15～16世紀にかけての大航海時代とは較べるべくもな

い大きな規模で相互連携を深める過程を通じて、資本や技術は国境を越えて自由に移動するようになった。なるほどそれは、無自覚的であったにせよ、西洋型経済産業の発展が資本集約型による発展であったことに較べると、被支配関係にあった東南アジアでは、労働集約的経済産業発展政策が採用されたことになる。このような地球的規模に於ける生産要素市場の発展は、アジア地域発展の可能性という局面では労働集約型産業で競争力を醸成することによって、先進西洋諸国が生産要素結合の自由度を向上させる仕方で発展を目指す遣り方を採用するには至らなかった。

アジア小農経営型社会—アジア原風景と考えると差し支えなかりょう—の中で、自然発生的に生まれた共同法理概念には、こうした背景が存在している。かかる環境下では、その日暮らして細々とした生活を営む農民を中心とする階層に所属する人々は、西洋諸国商人階層に広汎に観察される資本と賦存する天然自然資源をふんだんに使用して、「規模の経済」を追求する機会には^{*14}恵まれなかった。従って、時代が20世紀初頭に至ると、西洋諸国と比較してアジアに於ける「殊に、資本の本源蓄積の差」は、一層拡大を見た。これが因とも果とも成り、アジア諸国（辛うじて西洋諸国による植民地支配を免れた日本^{*15}を除く）と西洋諸国との格差は、覆い難いものとなった。

しかしながら、西洋諸国との間で労働の質に於ける格差が広がった事実は、観察出来ない。西洋諸国型の労働が、どちらかと云うと個人労働^{*16}に倫理的宗教的価値を置くことと比較しても、労働集約型ならではの、後には 製造業工場現場等で組織されている所謂 “QC Circle”を通じて仕事の現場で共同作業者と協調しながら、職務課題に柔軟に対処して、改善策を考究する優れた労働形態に繋がった。ベトナム社会に於ける共同法理も、このようなアジア的労働集約に由来する部分が大きいことは、容易に理解することが出来るだろう。

2. ベトナム家族法概観

Ⅲ. 1. で記述したアジア小農経営型社会—アジア原風景と考えると差し支えなかりょう—から生まれる、ベトナム家族法の特徴とは何であろうか。民法典論争^{*17}—日本に於けるそれに加えて、私法分野では大陸法（＝初期はフランス法。後にフランス法も影響を残しつつも、就中ドイツ法）を母法とするドイツ民法典論争—に注目したい。管見では、ベトナム私法を概観する上で財産権を核とする所有権観念に関する論争内容が家族法—親族・相続—というドイツ民法に立脚すると、被相続人死亡を原因とする包括的・物権的な財産権移転が為される法現実に着目することにより、法理学がベトナム私法整備支援に必要である理由を実定法解釈の側面からも論証出来るように思料するからである。

ベトナム民法典は、JICA長期専門家派遣による日本の法整備支援が1994年に始まってから2年後の1996年になって、初めて施行された。その内容は総条文数 § 838から構成されている成文法である。編別構成は、第1編 総則（条文数 § 171）第2編 財産及所有権（条文数 § 113）第3編 民事義務及び民事合同行為（条文数 § 349）第4編 相続（条文数 § 56）第5編 土地所有権（条文数 § 55）第6編 知的財産権及び技術移転（条文数 § 81）そして第8編 涉外民事関係（条文数 § 13）の8編から構成されている。

日本民法（明治29－1896一年4月27日法律第89号：最終改正平成17年法律第87号*18）がPandekten Systemに従い、ドイツ民法同様に総則、物権、債権、親族、相続と整然とした規定ぶりになっていることに比較すると、筆者にとっては、各編毎に当該編で規定されている内容に関する総則規定が存在していることに若干の違和感を覚えるところもある。一瞥したところではベトナム民法典は、売買、贈与、貸借、契約、雇用、請負等財産法分野が主体となっている*19。条文数から見る限り、家族法部分の規定ぶりは、財産法部分に較べて大まかな印象を受ける。しかしながら、日本民法が一般法中に、家族法（＝民法第4編及び第5編）を規定しているのとは異なって、親族・相続がそれぞれ特別法により規整されているのが実態である。

ベトナム法史と明治期日本法史概観を比較すると、ここでも両国が辿ってきた歴史の違いによって、標記彼我の違いがもたらされたことに気付かされる。日本の場合、明治政府が継受した西欧（殊に独仏大陸法）私法制度を模範に形成された日本の私法制度整備過程も、その背後に幕末、国際法現実に無知な故に、国内での議論、また勅許を得ることなく大老井伊直弼が調印した1858年安政5ヵ国不平等条約改正に資することも大きな誘因であった。換言すれば、1634年海外往来・通商制限により実施された鎖国・平戸オランダ商館を長崎・出島に移した1641年が鎖国の完成・以後、江戸幕府が唱え続けてきた祖法遵守が、西洋諸国からの開国通商要求に抗しきれなかったのである。18世紀後半イギリスで起こった産業革命が、明治日本の開国に結びついた。19世紀的国民国家の成立、そして財政を維持する上で不可欠な①領事裁判権・治外法権廃止②関税自主権回復が明治国家の主要政策目標のひとつではなかったか？安政5ヵ国不平等条約改正に成功したのは、日露戦争後のこと。明治末年を翌年7月に控えた1911年－日米新通商航海条約調印－のことであった。半世紀を超える長期を要した計算になる。

ベトナム民法典起草に際しては、大陸法系統諸国の影響が大きいが一日本・スイス・中国・旧Soviet連邦（後2者は、社会主義法体系に属するので、厳密な意味では別の法系統に属すると言わざるを得ない）*20一、後述日本による法整備支援が継続中であることなどから、ベト

ナム民法典自体の規定ぶりは総じて日本民法に似ている。具体的には、以下の通りである。

3. ベトナム民法に於ける身分法規定

ベトナム民法は、ベトナム人が成年に達する年齢を満18歳（§ 20・§ 21）とし、以降完全な民事行為能力を有する（cf. 日本民法 § 4：年齢（満）20歳をもって、成年とする）。日本民法 § 5（＝未成年者法律行為に関する法定代理人同意の必要性）同様、満18歳未満のベトナム人は、民事行為を行う場合に、法定代理人である親権者の許可が必要とされる（§ 22）。法定代理人が不在である満15歳未満の未成年者及び禁治産者には、後見人が必要的に任命される（§ 67.3項）。基本的人権に関する規定は、国籍を有する「権利が認められる」（§ 41）—日本では憲法 § 10が要件を下位規範である国籍法に委任し、§ 2で血統主義を規定している—として、ベトナム人は出生後国籍登録が義務付けられ（§ 54.2項）、以後国家との関係が開始される。出生・死亡・婚姻・離婚・後見・養子縁組・氏名・国籍変更・民族確定^{*21}、戸籍改正及びベトナム民法に対して特別法の関係になるベトナム戸籍法に関するその他事項を国家が承認する内容（§ 54.1項）が規定されている。

出生した子が誕生時点で、婚姻により出生した者（嫡出子）・婚外子（非嫡出子）を区別することなく、出生登録されることは、日本戸籍法と同じである。同一戸籍にある構成員の氏—family name—が同一であるとは限らないことがあるが、その理由は夫婦別姓である父母の同意乃至は慣習によって、父・母何れかの氏を名乗る。日本民法第1編総則 § 22に定める住所は、ベトナムでは「常駐籍戸籍」登録の場合である（§ 48.1項）。死亡時には、死亡者の親戚或いは個人が所属している機関・組織（共産党・人民委員会等の場合もある）が国家に死亡の事実を届けなければならない（§ 60）。

婚姻については、日本民法第4編親族 § 739に定める法律婚主義に倣い、ベトナム民法 § 57も同様に法律婚主義を取る。それぞれの地域の基礎的自治体に置かれている国家機関である人民委員会に両者が出頭して、「自由意思で婚姻する」旨宣言して登録申請を行い、受理されると婚姻が適法に成立する。

男女平等原則に基づく一夫一婦制が法定され（ベトナム民法 § 35ほか）、強制や詐欺による婚姻が無効となる点も日本民法第4編親族 § 747と同様である。ただし、手持ち資料によると、昔年の日本と同様に婚姻関係に入った後、婦人側の家事労働負担が夫側より重いなど、法が予定（期待）している事象と現実の間には相当大的な格差が存在していることが明らかである^{*22}。

離婚についても、正当事由があれば、裁判所（？家庭裁判所？）に婚姻関係終了を請求す

る権利があると規定（ベトナム民法 § 38）されているものの、離婚に関して破綻主義を取るか等に関する分析については、目下のところでは手持ち資料に限界があるため、解明については他日を期したい*²³。

相続に関する規定振りもまた、日本民法第5編 § 882～ § 1044と類似している。個人は、自分が所有する財産を相続させるために文書による遺言状を作成し、相続財産は個人の自己所有財産のみならず、他人との間で共有する財産に対して有する持分、或いは土地所有権を明文で認める日本等では感覚的に馴染み難い土地「使用権」－the right of land lease－も含まれる。相続開始時期も日本と同様に、被相続人死亡の時期とし、法定相続は遺言によることなく成立する点、相続人の範囲等やや異なる部分があるものの、これはベトナム社会に於ける法慣習の相違等によるものであろう（以上、ベトナム民法 § 634 § 636 § 637 § 638 § 649 § 650 § 652 § 677 § 679）。

4. 日本国法務省による法整備支援の状況

このような状況の中、1994年に始まった日本国法務省による法整備支援は、以下の経緯と内容を持つものである。出所は、法務省法務総合研究所国際協力部編「法整備支援－顔の見える国際協力－/Technical Assistance in the Legal Field」である。なお、現地関係者に対して、どのように本件支援活動が伝達されているか、そのニュアンスを確かめたいという趣旨で、原文意図を損なわない範囲で筆者が英語版を一部手直した上で、本件論文執筆意図にも言及している。

I. *Subject*

“Analysis of the developing Country’s private law changing- especially The Socialist Republic of Vietnam- from communistic law to modern westernized law”

II. *The aims of this analysis*

- 1.The mutual understanding modern westernized law between Vietnam and Japan.
- 2.To introduce these theme for The Japan Society for international Development & JALP (Japan Association of Legal Philosophy).

III. *Why is Technical Assistance in the legal field necessary in Vietnam?*

★ *Legal System Run by people*

The word “Legal System” encompasses the system as the supreme law and subordinating system of laws. The Legal System stipulates the basic rules of society,

aims at realized the rights and obligations of the citizens, and bears an important role in resolving disputes or maintaining public order by punishing wrongdoers. However, in order for the Legal System to function in actuality, citizens involved in disputes as well as people of various occupations relevant to the Legal System must play their respective roles.

★ *Legal system as common property with other countries*

Development of means of transportation or telecommunication technology in modern society has expedited economic transactions and other international exchange. In a word where the transfer of people, capital, products, and information takes place everyday; the legal system of a country affects not only its own country but also other countries and their people. It is difficult to develop industries or economy without a sufficient and trustworthy legal system.

IV. Situation of developing countries

Many developing countries, however, suffer from a lack of legal system. Countries, which previously adopted a centrally controlled –economic policy, are especially urged to restructure their entire legal systems as they introduce market based economic mechanism. Since it is not easy for the developing countries to lay the foundation for a modern legal system rapidly and properly by themselves due to a lack of human and other resources, international institutions or developed countries are requested to provide technical assistance in the legal field.

V. History of the modernization of the Japanese legal system

Until the middle of the 19th century, Japan had a legal system, which was heavily influenced by Chinese culture. However since the Meiji revolution in the late 19th century-1868-, Japan was urged by western countries to established a modern Legal System and therefore invited legal experts from European and American countries and also sent officers abroad to study various Legal Systems. Consequently the Japanese Legal System was modernized in accordance with changes in society and culture.

The Legal System should be changed in accordance with changes in society, the economy and culture. Updating the Legal System is a continuous process, and developed countries are also making efforts to restructure their individual Legal Systems in the 21st century. Japan is also in the midst a restructuring period.

※ In response to the ever-increasing requests for legal assistance from developing countries, The Japanese Ministry of Justice(MOJ) established the international Cooperation Department.

VI. The current situation for ASEAN countries law modernizing Aids by Japanese Government

The phrase of “Technical Assistance in the legal field” is not yet commonly known among the ordinary Japanese citizen. The reason why this “poor situation” occurs in Japan is because it has been only recently that such structured *Projects* of technical assistance had just begun. The fact is that in the fiscal year 1994 Development of the technical Assistance provided by MOJ started for ASEAN countries.

※ Some example of “Technical Assistance in the legal field” by MOJ are written below….

- 1994 Commencement of a country-focused training course for Vietnam
- 1995 Commencement of a country-focused training course for Cambodia
- 1997 Commencement of a multi-national training course for Mongolia, Myanmar, and Vietnam
- 2000 Dispatch of long-term experts to Vietnam
- 2002 Commencement of a country-focused training course for Indonesia & Uzbekistan

VII. CONCLUSION: Importance of the Japanese Technical Assistance in the legal field

Japan, which has the second largest economy in the world, has been requested to contribute actively to international society in every aspect. In terms of technical assistance in the legal field, Japan has the following characteristics:

- A legal culture different from that of other developed countries
- Over one hundred years of experience structuring her own legal system.
Experience of having studied the main legal systems (of France, Germany, the USA, the U.K and others) and of introducing them.
- A social culture which has similarities to that of other Asian countries.

(Reference)

Basic Policy of the Technical Assistance Given by the International Cooperation Department of MOJ…. The International Cooperation Department of MOJ emphasizes the following points as its basic policy in technical assistance:

- Respect for the independence of recipient countries
 - ・ providing alternatives for legal systems while leaving the decision-making to Recipient countries.
 - ・ conducting through surveys of the situation of recipient countries
- Middle and long term Projects
 - ・ not simply drafting laws
 - ・ placing importance on systematizing the execution and operation of laws and training human resources to enforce and practice law.

日本は、現在も法曹・実務家、並びに専門官をベトナム現地に長期派遣している。筆者は2005年2月～3月にかけて、東南アジア現地（ベトナム及びタイランド）に出張して、現地JICA長期派遣日本人法曹・実務家、専門官から種々聴取する機会に恵まれた。管見では日本国法務省による法整備支援は総じて現地社会に貢献している、との印象を持って帰国した^{*24}。

5. 市場経済移行過程に於けるベトナム私法制度整備状況

国家・地域など任意の纏まったひとかたまりの地域には、制定法の存在以前に法圏論で講じられるそれぞれ固有の多様な「法文化現象」が観察されることについては、多言を要さないであろう。ある纏まった、地域に賦存する地域全体規模での農業生産力（＝貧富の差を含む）－代表的にはアジアの稲作、ヨーロッパの麦作等－に規定され、生活・労働慣習、伝統的宗教感情などが「法文化の揺籃」となる。アジアの稲作地帯の場合、「法文化の揺籃」を形成する土壌は、次の3点が深く関わっている。

- (1) monsoon 地帯にあって、周期的な気候に支配されていること
- (2) monsoon を土台に、主として農業が営まれていること。そこにあっては、農業の生産性を上昇させるため、治水・灌漑投資が重要な機能を果たしている。
- (3) 農村共同体的な慣行が（2）に由来して生まれ、多かれ少なかれ、生産・生活に重要な影響を与えていること。

法制度は、この文脈で民衆レベルでの価値観が複合的に作用して形成され、当該「法文化」に抵触しない仕方各法圏内で民衆支持を受けて通用する固有の存在様式を持っている^{*25}。法制度構築の最中にあるベトナムの場合、市場主義経済体制下で広く観察される「自由競争

主義的私法制度観」と「(国家) 介入主義的私法制度観」の両方が併存し、ある場合には両者が交錯しているため、法理学上の矛盾が生じ得る可能性が出てくるところに特徴がある。前者が、古くは 18 世紀後半アダム・スミスが語った「自由競争は“見えざる神の手”に導かれて、予定調和的に社会全体の利益に連なる」という「古典的な資本主義観」に基づいて体系が説明出来るのに対して*²⁶、後者はアダム・スミスのあと約 100 年が経過した 19 世紀半ば以降のイギリスで、そして世紀末にはドイツでも発生した社会矛盾を「論者一流の学説に基づき説明し得る」としたマルクス経済学から派生するベトナム “HoChi Minh doctrine” に由来していることに着目する必要がある、と筆者には思われる。無論、本稿で筆者が明らかにしたい論点は、資本主義・社会主義理論間の良否を声高に述べるところにあるのではない。筆者の関心は「①資本主義・社会主義理論も法の支配下にあること、②財産権の十全な保護と尊重、③強制執行力がある契約を通じ、誠に見事に完結されているローマ法、そして近代私法学形成過程で議論された所有（権）概念＝財産交換可能性、権利実現上不可欠である社会的な強制に通底する理論体系を解析することは、豊穡な学問的成果を実定法・法哲学の両者にもたらすであろう。この意味で『法の支配』原理の究明は、ベトナム法現実解決にも裨益すると思われ。」ところにある。

さて、HoChi Minh は、1946 年憲法前文で社会主義理論を基底に置き、19 世紀半ば以降独立宣言を発した 1945 年 9 月 2 日までの 80 年余のフランス植民地支配と、それを容認したベトナム最後の王朝・阮朝が引きずってきた封建制度からのベトナム人民の解放を宣言している。また、条文を見ても Chapter1Political Regime § 1 § 2 及び Chapter4TheGovernment § 43 が規定する通りである (*²⁷: Constitution of the Democratic Republic of Vietnam 1946)。すなわち、公法学上は、ベトナムは政治原理の根拠に指定されている社会主義理論を基底に置きつつ、演繹される “HoChi Minh doctrine” を、一貫してベトナム国家の正統性—legitimacy—根拠に置いている。このように、HoChi Minh が統一独立宣言を発した後、1946 年憲法で宣言した“法の本質”の大きな構成部分に標記 “HoChi Minh doctrine” を求めることが出来ることは、確かであろう。過酷な植民地支配の軛から脱して、ようやく贖い取ることが出来たベトナム人最初の近代的意味に於ける国民国家憲法が「(国家) 介入主義的私法制度観」の存在を容認する理由、背景・事情は、筆者にも良く分かる。しかしながら、その一方で、このような歴史から由来する国家（＝ベトナム共産党）が後見的に私法制度に介入する「私法制度観」を、寛容にも“ベトナム司法が受容していること”に対する批判にも繋がることを見逃してはならない。ベトナム憲法に内在する標記で指摘した事柄は、その後改訂された 1959 年・1980 年、そして現行 1992 年憲法に於いても、

基本構造は同じである。ここで Doi Moi 憲法とも別称される現行 1992 年憲法に的を絞り、民商事法典との関係を参照しながら、その立憲的特色を述べる。この憲法は、行政府が担う政策専決権限を柔軟にしている部分に注目すべきである。憲法前文に以下の記載がある（下線部は筆者）。

… Starting in 1930, under the leadership of the Communist Party of Vietnam formed and trained by President Ho Chin Mihn, they waged a protracted revolutionaly struggle full of hardships and sacrifices, resulting in the triumph of the August Revolution. On 2 September 1945, President Ho Chin Mihn read the Declaration of Independence and the Democratic Republic of Vietnam came into existence. …

（中略）… On July 1976, the National Assembly of reunificated Vietnam decided to change the country's name to the Socialist Republic of Vietnam; the country entered a period of transition to socialism, storove for national construction, the unyieldingly defended its frontiers while fulfilling its international duty. In successive periods of resistance war and national construction, our country adopted the 1946, 1959, and 1980 Constitutions. Starting in 1986, a comprehensive national renewal advocated by the 6th Congress of the Communist Party of Vietnam has achieved very important initial results. The National Assembly has decided to revise the 1980 Constitution in response to the requirements of the new situation and tasks. This Constitution establishes our political regime, economic system, social and cultural institutions; it deals with our national defense and security, the fundamental rights and duties of the citizen, the structure and principles regarding the organization add activity of State organs; it institutionalizes the relationship between the Party as leader, the people as master, and the State as administrator.

In the light of Marxism-Leninism and Ho Chin Minh thought, carrying into effect the program of national construction in the period of transition to socialism, the Vietnamese people vow to unite millions as one, uphold the sprit of self-reliance in building the country carry out a foreign policy of independence, sovereignty, peace, friendship and cooperation with all nations, strictly abide by the Constitution, and win ever greater success in their effort to renovate, build and defend their motherland.

このように現行 1992 年憲法前文は、ベトナム政府が政治面では引き続いてマルクス・レーニン主義と深い関係を持つ HoChin Minh thought (=前述ベトナム “HoChi Minh doctrine”) に基づき国造りを行うものの、市場主義経済を導入することによって国民生活向上を図る…という。また、憲法条文も変化が見られる。例えば、1980 年憲法で規定されていた閣僚評議会が内閣に改組され、内閣首班である Prime Minister が 閣僚任免権を行使しつつ、政策目標実現へと向かっていく (—Chapter viii / § 109_ Chapter ix § 117_)。元来、憲法改正前には政治機構である閣僚評議会は、ベトナム共産党政治局が策定する政策が体制順応的 (=大政翼賛会的) な国会で通過させられた後、粛々と執行する機能が与えられていたに過ぎなかった*28。それが、1992 年憲法改正に先立つ 1989 年国会改革以来、機能強化が図られて国会の委任行為によって独自規則制定が行えるようになった。

このことは、1976 年 7 月、統一ベトナム国が発足して後、i ソ連型重工業化政策の失敗、ii カンボジア侵攻 (1979 年 1 月～1989 年 9 月) による日本を含む西側諸国援助停止等が祟って、ベトナム人民が経済的疲弊を余儀なくされたことに対する、ベトナム共産党政治局自体による方針変更であった。穿った見方をするならば、「前衛である」指導層内部での議論過程よりも、共産党員が殆どを占める一党独裁的国会であったにせよ、国会に代表される世論に直接訴えかける仕方が、戦時の生活苦とさほど変わらない日常の消費生活を強いられるベトナム人民の心に響く、との考えがあったのかもしれない。この間のベトナム共産党内部状況については、各種文献に記載が見られる*29 が、紙幅の都合上詳細は割愛する。

ここで、「(自由) 競争主義的私法制度観」と、政策当局であるベトナム共産党指導による広汎な権限が与えられた「(国家) 介入主義的な私法制度観」が交錯する状況の併存現象について、経済学から見た部分を論じていきたい。1986 年 12 月、第 6 回共産党 (The Communist Party of Vietnam : 以下 CPV) 大会に於いて、Doi Moi : 刷新 (=Innovation) 政策の採用が決定されるまでのベトナムは、教科書的意味で「中央集権的な計画経済に於いては、投資と貯蓄の主体は共に政府であったため、資本の配分を決定するうえで金融は名目的或いは限定的な役割しか果たさなかった。」更に言う。「したがって、移行国が経済システムを計画経済から市場 mechanism に依拠したシステムに転換していく過程で、金融に関連した問題が生じることは、ほとんど不可避的といってよいだろう。このような問題を、通常の途上国を見る視点だけで分析することは、不十分であるだけでなく、問題の本質を見誤ることにもなりかねない*30。」 この指摘は正しい。そこで、私法契約履行確保の視点から、この指摘について素描して行く。

一般に、資本主義国の民商事契約は、「契約自由の原則」を前提とした“法概念設計図”に

従って制度設計がなされている。このうち、英米法を母法とする法圏に属する諸国では **common law** が私法契約成立に際し前提となる“**consideration**（約因）”が、法律行為を表示する効果意思に表象されている限りに於いては、効果意思内容の如何に拘わらず、当該契約は原則として有効とする客観主義を採用している。

一方、日本を含むヨーロッパ大陸法（＝独仏）を母法とする法圏に属する諸国は、当該契約の外形標準を一応有効である、と推定しながらも、i 英米法を母法とする法圏に属する諸国とは異となり、制定法としての民商事法典が個別に存在していること、ii 更に私法契約解釈に際しては、当事者が法律行為に於いて何を真意としているか^{*31}、という意思主義が取られている。このため、異なった理論構成が取られている。

金子教授は、このことを「〈ある私法契約が成立するために、法律行為上、必要な効果意思である〉真意を欠く場合は、たとえ外観的表示があっても、契約は不成立（無効）であることが原則だが、ただし裁判所が『取引の安全』の見地から外観理論（善意無過失で契約の外観を信じた第三者を保護する）に従う条文解釈を発達させてきた。つまり、英米法も大陸法も、契約の成立や取消につき外観を重視する客観主義が、今日世界的な契約法の潮流である（括弧書内は筆者）。」と説明されておられる。続けて「ただし、現代的課題として英米・大陸ともに、不正競争防止法や消費者保護法などの立法が、さらには伝統的な民商法典の改正により、公正衡平の見地から私的契約自治への立法的介入を深める議論もまた目立っている。」とされており、筆者もその通りと考える^{*32}。その理由は、英米法系統法圏に属し、**common law**^{*33}が前提としている法概念に従う諸国に於いても、法条の区々たる規定振りに拘泥することなく文理解釈を離れて、立法者が意図していた尊重すべき法価値を実現するための法解釈・運用が行われているからである。すなわち、英米法“**equity**”概念の残滓を残しつつも^{*34}、英米法系統法圏に属する諸国で、大陸法系諸国立法・裁判実務に於いて定着している法解釈・運用が、「公正衡平の見地から私的契約自治への立法的介入」という仕方で行われているからである。

IV. ベトナム市場化政策の始まりと二元断絶的市場観

1. ベトナム工業化の程度と Doi Moi 以後ベトナム経済政策概観

日本、NIEs、ベトナムが加盟している ASEAN およびその他新興国からなるアジア諸国間に、工業化水準の面で大きな格差が存在している、ということに異論を唱える人はいないであろう。また、これと対応する格好で、様々な技術、企業統治能力（＝所謂 corporate governance）にも、多様性が広汎に認められることも明らかである。歴史的に見て、このような差異は、嘗て日本と先進工業国の間に存在した（太平洋戦争戦前～戦後も 1960 年代までの期間）技術格差と比較したとき、遥かに大きな差異が認められる、と言えるであろう。日本の場合、1960 年代初頭には産業保護政策に転機が訪れ、欧米先進諸国から導入した中間技術や在来製品の改良等によって凌ぐことが出来たが^{*35}、globalization の荒波に曝されている今日の開発途上国の場合は、同様の政策は取れないであろう。従って、戦乱収束後漸く 30 年が経過した時点に位置するベトナムの場合も、多様な保護政策的な手法を用いて、標記格差がもたらす困難に対処する必要がある。

また、ベトナムも、経済的・社会的条件にアジアで共通して観察される以下の pattern を指摘することが出来るが、足許経済の状況は、i 民間資本蓄積が脆弱であること、ii 金融機関による信用創造面でも預金等本源的蓄積に乏しいため、産業政策に関しては、急速な外資導入による工業化が緒についている段階に留まっている、と言わざるを得ず、この状態が当分は続くものと思料される^{*36}。

かかる意味で、計画経済から市場経済移行過程にあるベトナムは、経済システムが本来全体として機能すべく制度設計が行われつつある状態に未だ留まっているため、金融機関・国营企業改革、財政・税制改革、価格自由化や貿易自由化等といった個々の改革が、全体として整合的になされている状態ではない、と直観される。確かに、ベトナムに於ける市場経済移行は、既に「お題目」レベルを越え、実効性がある状態に至っている。一方で、下級官吏の汚職、朝令暮改的な単行法の公布等各種の報道にも見られるように、市場経済移行は、決して容易なプロセスではないことを示している。先行研究によれば、この間の経済学的分析は以下の通りであり、筆者も同意見である。

「第 1 の特徴は、市場経済移行は経済システム全体の改革であるという点である。計画経済であれ、市場経済であれ、経済システムは本来全体として機能するように、その構成要素が設計されていなければならない。したがって、市場経済の一要素を既存の計画経済に導入

した場合、それが期待されたような機能を発揮する保証はない。そればかりか、一つの異分子がシステム全体の機能不全を引き起こすことも十分有り得る。部分的な改革が失敗する理由がここに存在する。この意味では、市場経済移行は、既存のシステムの延長線上で修正を行うという連続的な過程ではなく、既存のシステムを破壊し、全く新しいシステムを創造する非連続的な過程であるという面を持つ。 第2に、しかし市場経済という新しいシステムを構築し、それが円滑に機能するまでには、かなりの時間と試行錯誤が必要である。経済システムには慣性が働き、ある経済システムに親しめば親しむほど、別のシステムには適応しにくくなるという傾向が存在する。…」(下線部は筆者。)

櫻井宏二郎 「市場経済移行国の金融問題－ヴェトナムのケース－」 pp.18_20

また、「市場経済移行とは、中央集権的な計画経済のシステムから、分権的な市場経済のシステムへの移行を意味する。日本や米国など高度に発達した資本主義経済で生活する人々にとっては、市場は空気のようなものであり、またそこで教えられる経済学の講義でも、市場の存在を当然の前提として需要と供給などの分析が進められる。しかし、市場とは本来長い経済の営みの中で創り上げられた制度であり、水や空気のように最初から存在したのではない。

したがって、実際にそうであったように、計画経済システムの中に市場を構成する要素が備わっていない場合には、市場そのものを構築するという膨大な作業が必要となる。この意味では、市場経済移行は、市場という『制度資本』を新たに創造する過程としてとらえることができる。問題はこの過程に多くの困難が伴うことである。その困難はその国だけに、固有の場合もあるが、多くの場合は複数の国に共通するものである。」

櫻井宏二郎 「市場経済移行国における金融と資源配分の問題」 pp.280_281

宇沢弘文/花崎正晴編『金融システムの経済学』東京大学出版会 2000年

2. 日本の対ベトナム政府開発援助状況

ベトナム国統一以前、フランスが支配した時代の法史状況については、Ⅱ. 2. 法史概観とⅡ. 3. 植民地への近代法導入過程で先述したが、ここでは同時期の社会状況を説明する。フランスはベトナムを「東洋の真珠」と称していたが、その過程でベトナム人民は塗炭の苦しみを味わわなければならなかった^{*37}。この時期、フランス労働者を1とした労働者平均賃金水準を比較すると、同じくフランス植民地支配下にあったアフリカ・モロッコで約 1/3、ベトナムでは実に 1/13 の低水準であった。社会の基底に長らく中国的文化が存在していたベトナムに於いて、社会の指導的職業は総て植民地フランス人によって独占され、嘗てベトナム

ム社会で尊敬を受けるべき階級に属していた文紳層に対してさえ、フランス人監督下で精々が植民地下級役人としてフランス本国政府に対して奉仕する機会が与えられれば「御の字」という有様であった。東南アジア地域内で比較すると、中国文化を広汎に受け入れていたため、高い文化程度にあったベトナム人にとって、そのような扱いは将に屈辱と受け止められていた。彼らベトナム知識人階層にとって、19 世紀後半に明治維新を断行して、20 世紀初頭には近代国家の体裁が整ってきた同じアジアに属する日本は、民族独立・国民国家成立への参考になるとの考え方があった。しかしながら、日露戦争後、歴史的に帝国主義段階に入っていた日本は、ベトナムを支援対象とは見ず、フランスに遠慮する形で亡命してきた彼らを寧ろ冷遇した^{*38}。

その後、約 30 年を経、日本は仏印進駐という軍事支配の形でベトナムと関わった後、敗戦により同国との関係は絶えた。戦後の日本は、戦時賠償をベトナム政府にも実施している（1959 年、旧南ベトナムと日本は賠償協定を締結した）。

対象となった大型施設のうち、現在も機能しているもののひとつに、ダニム水力発電所がある。この発電所は、HoChin Minh 北北西高原地帯に位置するダラットに立地しており、ビエンホア工業団地等へ送電を行っている。現在ではダム湖建設に際し、周辺村落が水没する等環境破壊が喧伝され、着工が難しくなっている水力発電設備であるものの、熱帯地方に属するベトナム南部は、年間を通じて多量の降水があり、建設当時は関係者から喜ばれた。

法整備支援に約 30 年先立つ日本の対ベトナム政府開発援助状況は、ベトナム戦争が終結した 1975 年に対ベトナム政府開発援助の一環として円借款が開始された。日本はベトナム戦争当時、米軍がベトナム軍に対して戦闘行動を行っていることから、ダニム水力発電所以降同国に対する政府開発援助の手を弛めた。

この間、ベトナム戦争終結を前にした頃になると、経団連（現・日本経団連）等民間経済団体幹部は、戦後同国復興需要を想定した援助の在り方について、同国近代化に資する仕方での経済援助を行う必要があることを説いた。未だに米ソ冷戦体制が継続している環境下では、旧北ベトナムとの交流は政府ベースではなかったものの、日商岩井（現・双日）等一部商社は交流を続けていた。

しかしながら、独立後 1979 年 1 月、カンボジアにベトナムが侵攻したことを契機として、西側諸国の援助が停止され、同年 12 月、ソ連のアフガニスタン派兵が決定打となり、同国と友好関係にあったベトナムに対する日本からの援助も中止に追い込まれた。こうして、日本は 1980 年代を通じてベトナムとの関わりは薄くなる一途を辿った。クリントン大統領時代、1994 年 2 月になると、ようやく embargo が解除されたが――Ⅱ. 1. 参照一、日本はそ

れに先立つ 1992 年 11 月、ベトナム軍カンボジア侵攻前 1978 年を最後に、14 年ぶり 455 億円の円借款を復活した。1993 年 3 月、当時のボー・ヴァン・キエット首相が来日し、国交回復 20 周年が祝されたことに加え、実務ベース交流も深化することとなった。1990 年代初め以降のベトナム円借款分野は、電力・鉄道・港湾・空港等社会資本整備に重点が置かれているところに特徴があった*39。455 億円の本件借款のうち、235 億円は、旧南ベトナム政府からベトナム社会主義共和国が承継した債務の支払遅延部分に充当された。日本は政治判断もあって、自国 finance によるベトナム外貨繰りを助ける仕方で、政府ベース経済交流を再開した格好になる。日本は、他の西側諸国に先駆けて援助を開始したことについては、前述したが、1993 年 10 月 IMF に対するベトナム延滞債務解消に於いても主導的役割を担った。この後、同国では本格的に国造りが進められていることが分かる。

3. 国有企業改革と法整備

標記の通り 1990 年代初め以降、日本をはじめとする西側諸国による経済支援再開後、ベトナムは急速な経済成長を遂げてきた。その過程で、計画経済時代に比較すると、様々な分野に於いて市場取引が拡大し、それに伴い財産取引を巡る法現象が複雑・高度化してきた。そして、旧ソ連・東ドイツ等東側諸国市場経済移行過程で見られたように、ベトナムに於いても国有企業改革が焦眉の急となった。ベトナム国有企業改革が「ドイモイ開始初期から現在に至るまで、所有改革を意図せず、国家所有・支配の基本を維持しながら、経営自主権・独立採算性・会社化（equitization）といった経営改革メニューを実施し、また、財政面・国策金融面で『ソフトな予算制約』を維持してきた点で、基本的に中国の方針に学ぶ『グラデュアリズム』の一例と理解されてきた。しかし、中国では現実に『会社化』（equitization）が進展を見ており、その所有構造も国有・従業員所有を越えて集団所有・民有の比重を漸増させてきたと見られるが、ベトナムでは『会社化』はあくまで中小規模の国有企業を対象として限定的に実施され、その所有構造も国家・従業員所有で特別多数決を維持する実態である。…」(出所) 第 15 回国際開発学会 全国大会論文集 186 頁

金子教授が指摘される通りである。

ところで、市場経済移行過程で取り扱われている「市場」と、日本・米国等西側資本主義諸国の市場に差異があるのだろうか？ 標記御指摘に筆者が 2 点補足させて頂くことをお許し願いたい*40。その答えは「差異はない。同じである」。理由は、以下の通りである。

i 民商事法等法律学の分野で定義されている市場は、市場貨幣発行権（ドイツ語で云う das

Hoheitsrecht 国家主権 / 国家高権のひとつを構成する)を有する政府が、外国為替市場が立ち、財政金融政策を実行する現代市場経済を前提とする概念である。ドイモイ開始初期以降、ベトナム政府が実施している財政金融政策は、この概念にぴったり符号しているからである。従って、市場経済移行過程で取り扱われている市場をわざわざ括弧付けで呼ぶ必要はない。別言すると、主に物々交換によって取引関係が完結しているようなlocal marketが概念的には存在するかもしれないが、そのような周辺「市場」(!)を、ここでは論究の対象とはしない。

- ii 現在のベトナム政府に、国家の正統性があることが確かであるから。なるほど、ベトナムは資本主義諸国とは政治体制が異なるものの、民主主義に基づく普通選挙を経由して政治体制を形成しているので、国家の正統性があることは確かである。普通選挙制度の下で、諸国民は「国家公民(=citizenship)を担う主体である」として、相互承認する。立憲民主政治(=Liberal Democracy)を採る国家に於いて、このことは不可逆的現象であり、ベトナム政府は憲法でこのことを宣言している。

また、先進資本主義諸国に於いてさえも、完全雇用(=失業者がいない社会)を実現させることが事実上実現不可能である中で、ベトナム政府が人民民主政治を標榜していることから、資本主義諸国に比した場合、記述がやや政治理念に奔り過ぎる嫌いはあるものの、ベトナム社会主義共和国国家の成り立ちが「持たざる者」の国家にある点、その文脈ではより一層の正統性があることになろう。

このことを前提に於いて、「ドイモイ開始初期から現在に至るまで、所有改革を意図せず、国家所有・支配の基本を維持しながら、経営自主権・独立採算性・会社化(equitization)といった経営改革メニューを実施」する方向を検討する際に必要な法理学的な論点としては、凡そ以下が考えられる*40。

「現存する特定の社会を念頭に置きながら、自由で公正な社会の枠組を構想し、作動させるのに適合的な政府と市場の役割分担はいかなるものか。従って、『自由市場』vs.『政府』という構図の中で、一方を選ぶべきという問題設定はミスリーディングである。」

「そして、ハイエクのように機能主義的な観点から私有財産制と市場を擁護する議論の帰趨は、『大きく経験に開かれている』といえよう。従って、前述した『複雑で微妙な考察』をどの場面(裁判所か、立法過程か)で行うか、という論点が成立するだろう。

他方、ノージック流の『自己所有権テーゼ』に基づいて、『市場主義財産制』を自然論として正当化することに成功すれば、政府と市場の役割分担は、ほぼ一義的に決まっていること

になるので、『複雑で微妙な考察』は不要となろう。」

さて、法理学による私有財産制度と市場主義（経済、そしてそれを秩序付ける法の支配）との関係を巡る分析に対する憲法学者からの標記意見表明^{*41}は、興味深い。すなわち、筆者はこの間のベトナム私法制度整備過程で、ベトナムが明らかに参考にしたと推察される中国で立法された各単行法を一通り閲覧した（英文ベース）。それを約言すれば、中国の場合、1978年改革開放政策に転じて以来、1992年鄧小平南巡講話により加速された中国市場経済移行過程で、請負制等経営改革処方箋の根拠法となった全人民所有制企業法ほか、既存国有企業法分野を併存させたまま^{*42}で、暫定的に試行してきた会社法制が会社法（旧法1993年、新法1999年）等の形をとって実定法上結実している。紙幅の都合上、詳細は別の機会に譲るが、中国が「会社法」立法延長線上で法律上の会社制度基盤を同一平面上に展開しようとしている方向にあることと異なり、管見ではベトナムは独自路線を採ろうとしているよう窺われる。

このことは筆者にはベトナム立法状況が、一般法としての会社法制とは別系統にある「国有会社統制を強化する法理論」を採用する方向で議論されているように理解される^{*43}。市場が政治体制の異同を越えて、共通に存在していることに鑑みれば、金子教授が指摘されておられる以下の提題は正鵠を得ており、筆者も共感するところが多い。

「ベトナム市場法整備は、民商二元断絶的な市場観を前提に、商事領域に介入主義的な国策介入根拠を張り巡らし、その制度設計は国有企業改革の方向転換を踏まえた国有会社主導の経済開発戦略を基本方針とする傾向が顕著に見出される。しかし、こうした国策優位の制度設計は、いずれは自由主義的な市場制度構築の要請と衝突する局面が避けられまい。衝突が今までことさら顕在化していないのは、民間セクターの商事活動がいまだ勃興過程にあったがゆえであり、今後その存在が大きくなっていく中で、適正な制度基盤の不存在が改めて顕在化し、再構築の要請が高まることは想像に難くない。しかし、その際、自由主義的な制度体系の構築が国家の裁量主義的な介入機会を大きく阻んでいく展開を、政治過程がどのように受け入れていくであろうか。困難が予想されるところである。」

（出所） 第15回国際開発学会 全国大会論文集 187頁

V. 結語

筆者はこの論文の中で、19 世紀後半以降 21 世紀最初の 10 年紀まで、ベトナムが辿った歴史を追いながら、i ベトナム現地法文化、法慣習等の状況、ii フランス法がベトナム法近代化の中で、民衆にとって必ずしも支持されることなく、1945 年 9 月独立宣言の日を迎えたこと、iii その後、フランス・米国等外国勢力介入下、ベトナム人同士が凄惨な内戦を経て、1976 年 7 月、統一ベトナム国成立後、日本等の支援を得て本格的な法整備に着手したこと等について論じた。また、現在のベトナム同様に^{*44}、明治時代の日本は古代中国法に起源を有する法体系から、異文化の西洋起源法制度（＝主として、大陸法）を継受した。このことは、“法とは何か”という法理学の根元的問いを改めて問い直すことに繋がった。

極めて粗く断言すれば、筆者には「法は法それ自体で、良いものだ」という法秩序に対する素朴な信頼がある。法思想史や法理学といった基礎法分野に属する文献によって、標記管見は形成されている。厳密なその法理学的理由付けを明らかにすることについては、膨大な論証を必要とするため、他日を期したいものの、①資本主義・社会主義理論は、共に法の支配下にあること、②財産権の十全な保護と尊重、③強制執行力がある契約を通じて、誠に見事に完結されているローマ法、そして近代私法学形成過程で議論された所有（権）概念＝財産交換可能性、権利実現上不可欠である社会的な強制に通底する理論体系を解析することは、豊穡な学問的成果を実定法・法哲学の両者にもたらすであろう、という筆者の直観は変わらない。

そのような文脈で、“Radbruch の定式”－「ナチスや旧東ドイツに見られた不法といった特殊事例を越えて、政治体制一般・法一般に関連せしめられる時、民主国家の法にも潜む“不法”への潜在的危険を警告し、法・不法の流動性限界に最小限の指標を設ける。定式は、その場合、憲法制定者から、立法者、さらに法を適用し執行する諸機関に対し、“正義の最小限”を法に取り込むことを義務付ける－」^{*45}という定式を論証することが、筆者管見によれば、現在のベトナムで一層明瞭な形で再確認出来るのではないかと直観されるのである。なぜならば、ベトナムは政治体制一般を資本主義国とは異にする、崩壊した旧東ドイツ等と共に社会主義国であるから。もし、そうだとしたら、最初に本論文 I. 1. で述べた論題への解答に繋がると思われる。すなわち、個々の法現実に対する法理学による考察態度がより根源的な乃至分析的な手法によるものであって、法理学固有の学問課題が『法概念』乃至『法理念』究明にあるとするならば、法理学に依拠することによって得られる学問成果は、統一以後現在のベトナム国に於ける私法制度整備を素材に考察してみることによって、標記「近

代私法学形成過程で議論された所有（権）概念＝財産交換可能性、権利実現上不可欠である社会的強制に通底する理論体系を解析することは、豊穡な学問的成果を実定法・法哲学の両者にもたらすであろう」と述べた通りである。この意味で法の支配原理の究明は、ベトナム法現実解決にも裨益すると思考される。

以上

(脚注)

* 1 …恒藤 恭(1888年～1967年)：1916年京都帝国大学法学部卒業後、大学院で国際法を専攻。1919年同志社大学教授、1922年京都帝国大学助教授、1929年京都帝国大学教授として、法理学を担当。1933年、滝川事件に抗議して辞職。大阪商科大学(現、大阪市立大学)講師、教授のちに学長となる。1946年京都帝国大学教授に復職して本学士院会員、学術会議会員、日本法哲学会理事長を歴任。1966年、文化功労者となる。新カント主義から出発して、独自の法理学大系を構築した。

尾高朝雄(1899年～1956年)：1923年東京帝国大学法学部卒業。京都帝国大学文学部に移り、西田幾多郎(1870年～1945年)、朝永三十郎(1871年～1951年)らに指事。1928年からドイツ、オーストリアに留学し、Hans Kelsen Edmund Husserl 等に師事。京城帝国大学、東京大学で法理学を担当。新カント主義、現象学、生の哲学等20世紀前半に於けるドイツ哲学の新潮流の影響を受け、太平洋戦争後は英米思想にも関心を向けた。戦後の国体論争に於いて、究極的主権者は戦前・戦後を通じてnomos・ギリシャ語で「法」の意味。慣習を意味したこの言葉は、BC5世紀の哲学では自然に対する人為の意味に用いられた-であるから、国体は変わらない、として宮澤俊義と論争した(『国民主権と天皇制』 1947年)。

* 2 …生命倫理の問題、少年法適用事犯の凶悪化等刑事法分野に留まらず、不公正貿易是正(例えば、WTO問題)、gender・貧困・教育等、開発経済学で触れられることが多い各種論題がはじめにあげられる。このほか、ベトナム等政治体制は共産党による一党独裁政権を維持しつつも、経済産業分野では「市場経済化の中で必要な法規乃至規整とは何か」という私法分野に属する論題が枚挙される。

* 3 …ベトナム共産党がホーチミンにより組織されたのが、この年1930年である。2005年は同党結成75周年にあたり、ベトナム現地ではこのことを記念して、全文約1,300ページに及ぶ浩瀚な書籍が刊行されている。筆者は、2005年2月後半から3月前半にかけて実施したハノイ・ハイフォン・ダナン・ホーチンミン(=旧サイゴン)現地調査時、日本の官報販売所にあたる現地書店で、当該書籍ほか複数の参考資料を収集してきた。

本件論文執筆にあたっては、当該資料を一次資料とする部分も大きい。

以下、当該書籍ほか現地で収集した公刊資料の一覧を示す。

1. "The Constitutions of Vietnam 1946-1959-1980-1992 "
2. " 75 Years of the Communist Party -A selection of documents from ninth party Congress-"
3. " Civil Code 1996 "
4. " Trade law "
5. " The law on foreign investment in Vietnam and the guiding documents "
6. " Latest legal Documents concerning foreign investment in Vietnam"
7. " Handbook of foreign non-government organizations in Vietnam"
8. " Law on value-added tax - and related Documents "
9. " The Farm Economy"
10. " The national assembly of the Socialist Republic of Vietnam 2003 version "
11. " Rural development in Vietnam"
12. " Labor Code of the Socialist Republic of Vietnam"
13. "Women and doi moi in Vietnam"

以下は 中国語version。

14. 「越南経済1986-1995」
15. 「越南憲法講義1946-1959-1980-1992」
16. 「越南共産党第八回全国代表大会文献」

* 4 …1940年8月～1945年8月、日本敗戦までの5年間にわたり、ベトナムでは日本軍による支配が継続した。1931年9月18日、満州事変を契機に始まった中国との所謂15年戦争は、1937年7月7日、日中両国軍隊が直接全面戦争に以降した日華事変以後、講和機会を逸し戦線は泥沼化を見た。第2次世界大戦に日本が突入する直接の切掛けを形成した在米日本資産凍結並びに対日石油輸出全面禁止(1941年7月～8月)を、誘導したのは北部仏印進駐(1940年8月)及び南部仏印進駐(1941年7月)である。

* 5 …現在は、18世紀に宣教のためフランス人宣教師がベトナム語標記に用いたalphabetに基づく表記法

(=国語：コックグー)を使用している。

- * 6…ベトナム軍がカンボジアに侵攻したことを理由に、中国は1ヵ月間にわたって、国境の町ラオカイを占領した。中国側は、この戦争を国境紛争とカンボジア出兵に対する懲罰であると主張したが、一方、ベトナム側は中国による一方的な侵略であると非難して、相互の関係は悪化した。世界史的意義としては、この戦争は社会主義を標榜する国同士が初めて武力を相互に行使した意義があった。
- * 7…本稿では就中、私法整備の状況について論究することとする。1994年以降、日本は裁判官・検察官・弁護士の実務法曹3者並びに専門官を、現地ベトナムに長期派遣し、同国法整備支援事業に協力している。言うまでもなく、法はその適用状況から公法・私法・社会法等に分類・整理されるが、各法分野そのものが膨大な研究対象領域を内在せしめており、百科事典的に論述することは、困難を極める。また、日本の標記法整備支援事業は、主として民商法、刑法、訴訟法等を中心とするものであり、筆者は本稿では専らこの裡、財産法分野に焦点を絞って論述を進めていきたい。
- * 8…現行1992年憲法に於いても政治体制については、①ベトナム共産党による一党独裁堅持、②開発独裁或いは ③「引き続き社会に対する党の“前衛性”を維持する」旨の社会主義を標榜する諸国に共通して見られる政治原理が引き続いて表明されている。なお、注7で述べた通り、本稿では政治・公法に関する論究は行わず、他日を期することとしたい。
- * 9…明律(=大明律)は、明代の中国刑法典である。明の太祖洪武帝(=朱元璋; 1328年~1398年:在位1368年~1398年)が1367年楊憲らに命じて起草させ、翌1368年、明の建国と同時期に公布せられた。1397年に至って、名例・吏・戸・礼・兵・刑・工からなる7編30巻460条にわたる成文法典である。本法典は、唐以来の律(=刑法典)を社会の実情に合わせて改正した点が特徴で、中国に於いては明~清時代を通じ約500年間の長きにわたって適用された。周辺諸国である日本・李氏朝鮮、そしてベトナム刑法典に大きな影響を与えた。
- また、同時期に明令(=大明律)も1367年、李善長らに命じて起草せられ、本法典は翌1368年から適用された。律が刑法典であるのに対し、令は現代では行政法等に相当する古代中央集権国家統治のための基本法典である。
- 今日の法感覚に比較すると、律令は、多分に公法領域の色彩が強く顕れている。これは洋の東西を問わず、未分化状態の法文化では、自然犯的刑事犯の処罰に法の重点が置かれ、行刑も国家統治の重要な作用として認識されていたこと等によるものである。
- * 10…筆者2005年2月中旬~3月上旬にかけての現地出張時、法整備支援日越両当事者からのヒアリング内容等による。詳細、注24を参照。
- * 11…"75 Years of the Communist Party -A selection of documents from ninth party Congress-" (注3)から、該当部分を要約して日本語に翻訳すれば大凡、以下の通り。…1930年、(当時の)インドシナ共産党が発出した「政治テーゼ」より、1941年「ベトミン綱領」へと至る将来への展望は、植民地からの解放勢力の代表者であるホーチミンにとって、もとより容易な道ではなかった。ファシズムに対抗するベトナム人民の民主主義獲得への要求と、独立を勝ち取ることのどちらが優先するのか。このことが政治局で議論された。(中略)ベトナムに於いては、東ヨーロッパで憲法学上のひとつの範疇となった「人民民主主義」構想は採用されるところにはならず、1951年第2回CPV-ベトナム労働党一大会決議を受けて成立した1959年憲法は、労農独裁を意味する“プロレタリア独裁”による統治原理が強調された。
- * 12…立法者の意図するところは、ベトナム社会に瀰漫する所謂アジア的停滞からの脱出があった。具体的に説明すると、植民地支配の下でベトナムは、その人民の大多数が小作農民であり、伝統的に存在する遅れた法意識を近代化するには如何にすべきか…という事柄が大きな論点になった。この考え方は、直近第9回CPV(2001年4月)にも、同趣旨の記述が見られる。

- | |
|---|
| <p>i The economy has maintained its growth rate; the economic structure has been positively shifted.</p> <p>ii The economy's main balance have been regulated appropriately to maintain economic growth and stabilize people's life.</p> <p>iii The external economy continues to develop. In the context of difficult economic conditions, far progress has been made in the socio-cultural fields, which testifies to the great efforts of our entire CPV and people. The mechanism of economic management is being synchronized and perfected.</p> |
|---|

(出所) "75 Years of the CPV (1930-2005) A selection of documents from nine Party Congresses"

なお、封建的法意識については、川島武宜『新版 所有権法の理論』岩波書店 1987年 62頁~64頁からの抜粋を参照。川島教授が1950年代、日本の法意識を基底から支える特殊近代的な「公」と「私」

との分化の基礎が確立されていない状況は、ベトナムに於いても同様であった。

…所有権が、人の固有の支配領域として意識される場合に初めて、各人の所有権の範囲は明確に意識され、特殊＝近代的な「公」と「私」との分化の基礎が確立される。所有関係明確化は、近代的法関係の一つの特質であり、それが所有関係一ひいては法律関係一般一に於ける合理的精神の支配を可能且つ必然ならしめているのである。わが国に於いては―特に農村に於いては―このような意識が相当広汎に欠けているか、或いは甚だ微弱である。特定の種類の物の所有者は、単に人間としての「自由」を意識するだけでなく、人間的に種類が違ふ・優越した地位に於いて自らを意識し、且つ他人もまたそうである（地主・商店主・家主。株式会社形態を取る大資本所有者に於いてさえも）。別の言葉で云えば、所有権は「自由」の意識の上に合理的主義精神の上に基礎づけられないで、義理や人情などの支配的・協同体的な情緒と深く結ばれている。と同時に、所有権の侵害は必ずしも人格の侵害として意識されない。所有権を「権利」と主張することは、多くの場合「人情的」でないとして非難され、寧ろ「穏便に」すませることが称揚され、時には「泣き寝入り」することが当たり前と感ぜられている。また、所有権の限界は、明確に意識されないし、寧ろ明確にしないで、“その時その時の”「精神的雰囲気」によって「何となく」決まったり、また「何とかして貰う」ことを愛好する。このような意識が支配する所では、権利を主張し、権利関係を明確にすることを職業とするところの弁護士は、職業としては愛好されないのも尤もである。

（２）近代的社会に於いては、すべての権利が相互に規定し合っており、従って総ての権利は、その相互の承認によって存在を確保されている。従って、所有者は自らの所有権を権利として主張するのみならず、また同時に他の総ての所有権を尊重するのであり、そのことの反射として自らの所有権は市民社会全体の尊重承認を受けることが出来る。この交互的な尊重の意識が、近代的所有権を権利として確立する精神的基礎である。このような意識によって支えられることによって初めて、観念的な近代的所有権の成立が確保されるのであり、もしこのような意識が確立されていないならば、人は自分の実力支配が及ぶ限りしか安全に所有権を維持し得ず、従って所有者の実力支配が及ばない物に対しては、所有者の権利は衰弱して、他人がそれに実力支配を及ぼしても権利の侵害とは意識されない。そのような意識の下に於いては、所有者の知らない裡に無断で所有物を使用することは、殆ど違法として意識されず、これを「使用窃盗」とする近代的意識と遠く隔たるものである。

わが国にはこのような意識も、必ずしも確立されているとはいえないことを、私は深く遺憾とする。殊にわが国に於いては、個人と社会との・個別性と普遍性との・両極によって構成される市民社会が確立しておらず、個人が普遍的に社会に接触するという関係が弱く、家族的な諸々の共同体によって相互に分離されている。家族主義的意識の下では、家族の内部に於いては、個人の主体的意識の確立が阻まれて（「権利」の意識、権利範囲の明確化が出てこない）、また、家族の外部に対する関係に於いては、他者否定的な利己主義（所謂家族利己主義）が支配し、（権利の相互尊重、総ての権利者を等質的なものと見る抽象的な意識が出てこない）、このように規範関係が二つの異質的な領域に分裂して対立し合っている。従って、そこには個人的な権利意識と社会的な連帯意識とが無媒介に何の連関もなく並立しているのである。

*13…蘇湖熟スレバ天下足ル。この古諺は、中国全土の食料問題は、揚子江下流域に所在する蘇州、湖州農業地帯の豊凶によって決定されることを云ったもの。両省共に、主たる農業作物は米であったが、出典は不明なるものの、遅くとも北宋の時代には人口に膾炙していた。唐末から宋初にかけて、華南（就中江南）一帯の農業経済の発展は、華北に比べて優位な状態にあった。同じ意味で、「江浙熟スレバ天下足ル」という古諺もあるが、この場合、江蘇・浙江両省に於ける物成りが、中国全土の食料問題を左右することを云っている。時代が下って、明代になると米作中心は揚子江中流域に移行して「湖広熟スレバ天下足ル」状況が観察されるようになった。この場合の湖広は、湖南・湖北両省を指す。

*14…重商主義の後、イギリス・フランス・オランダを典型例とする、商人と軍隊が一緒になった経済進出をイメージしている。

東南アジア支配について、筆者は「イギリス東インド会社、オランダ東インド会社の重商主義」等に関する以下の論文を参照している。「アジアに於ける近代」うち

佐伯有一 i 産業資本とアジア認識方法を中心に―

田中正俊 ii 資本主義とアジア社会

イギリス＝中国貿易

中国社会の解体と抵抗―マルクス「中国との貿易」に即して

池端雪浦/真保順一郎 iii 19世紀の東南アジア社会 2.19世紀後半のインドシナ

岩波講座『世界歴史』第21巻（近代8）

フランスのインドシナ半島支配については、既述（本文Ⅱ．3．並びに注3参照）。

イギリスの海峡植民地建設は、以下の通りである。

1786年、マレー半島方面でペナン島を買収して商船基地にしたことを手始めに、東インド会社書記であったThomas Stamford Raffles（1781～1826）は、ナポレオン戦争の際にヨーロッパ大陸オランダ本国の混乱に付け込み、インド総督ミントを動かしてジャワ島を一時占領した（1811年）。イギリ

ス本国の命を受けた彼は、1811年～1816年副総督の地位にあり、この間在地支配層による間接統治を廃止して、直接統治導入を試みた。ナポレオン戦争終結後、彼はイギリスの新たな支配地域獲得を目指して、マレー半島方面に於ける拠点確保に奔走した。1817年、スマトラ知事に任ぜられた彼は、シンガポールを視察し、同地の天然港湾性が貿易中継地に有利であること、現住民人口が希薄で武力行使による奪取もさほど困難でないことを見抜き、1819年にはJohor-Riau王国（1722年～1824年）に同地を割譲せしめて、自由港とした。彼はその後、ジャワやマレー諸国についても精力的に研究し、『ジャワ誌』を著す等、植民地官僚に留まらず広汎な学術研究活動にも従事した。1824年にはオランダからマラッカを譲り受け、ペナン・シンガポールと併せて海峡植民地—Strait—を構築した。

オランダは、1595年ジャワ島西部バンタム港に商船隊を派遣して、商館を築いた。東インド会社が1602年にオランダ本国で設立されると、オランダ東インド開発の足掛かりとなったこの港から、次第に貿易勢力圏を拡大し、1619年に第4代東インド会社総督Coen（1587年～1629年）は、バンタム港東部にバタヴィア（＝Jakarta:1619年）を建設して、拠点とした。1623年、アンボイナ事件を起こしてイギリス勢力をこの方面から駆逐した後は、オランダはこの地方に産する香料貿易を独占して、遅くとも17世紀末には東インドを中心とするアジア貿易の覇権を握った。19世紀になると、1814年ロンドン条約で、Rafflesにより一時占領されていた（1811年）ジャワ島の東インド会社による支配が回復され、1830年には東インド総督Johannes van den Bosch（1780年～1844年：在位1830年～1833年）による、商品作物の強制栽培制度が導入された。この制度は、ジャワ島原住農民からその支配下にある農地1/5を供出させ、当該農地にオランダ政府が指定する砂糖黍・煙草・珈琲・茶・胡椒・藍等を強制的に植えさせた。収穫は政府委託（＝東インド会社）が一定価額で買い上げた。この結果、中部ジャワ王族との間で戦われたジャワ戦争（1825年～1830年）・ベルギー独立（1830年）で疲弊したオランダ国庫に剰余価値が還流して、本国財政は危機を脱した。この後、19世紀半ばになると、オランダはスマトラ・ボルネオ南部等周辺島嶼部を勢力範囲に収め、20世紀にはセレベス島全体にも主権を確立（南部は1669年に支配）。これにより、広大なオランダ領東インドが形成された。

*15…日本の帝国主義的發展については、1873（明治6）年大久保利通・伊藤博文・岩倉具視ら遣欧使節団が外遊・留守中に、廟議決定直前までに至った西郷隆盛の征韓論に端を発する。周知の通り、彼は長久保らが帰国後、征韓論に破れて、日本でただ一人の陸軍大将官位を持ちながら下野。鹿児島士族に担がれる格好で1877（明治10）年日本最後の内戦となった西南の役で太政官政府に粉砕された。これにより明治政府は、大久保利通（1878年、加賀士族により暗殺される）が建議した富国強兵・殖産興業政策を推し進め、国内の経済産業を成長せしめる政策運営を行った。露骨な形での対外領土膨張主義は暫く鳴りを潜めたものの、1894（明治27）年～1895（明治28）年、日清戦争に勝利した後は、西洋諸国同様に帝国主義的戦略に奔り、以後三国干渉を挟んで、臥薪嘗胆の後、日露戦争（1904年～1905年）に辛勝した。以後、第1次世界大戦（1914年～1918年）に連合国側の1国として参戦、漁夫の利を収めた後は、大戦中大隈重信内閣による「対支21箇条要求」を強要（1914年）し、終戦後もシベリア出兵（1922年）を継続する等、大正半ば以降1945年8月15日の太平洋戦争敗戦（＝満州事变以降の所謂15年戦争）までの日本軍国主義がアジア諸国に及ぼした影響等については、他日稿を改めて論ずることとしたい。

*16… Max Weber „Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus (1905)”. Weber によれば、「プロテスタントの勤労に対する“招命” der Beruf “=”Calling” が、近代資本主義を構成する社会集団に於ける道徳的な慣習、人間の持続的な性狀-das Ethos-である」とする（S.17.S.206）。この文脈で、帝国主義的な経済発展も含めて、「西洋近代諸国労働の倫理的・宗教的な評価には、キリスト教とりわけprotestantische Ethik が大きく影響している。」という彼の指摘は、“職人気質”に代表されるギルドの親方個人の力量を讃える意味合いで、集団が協調して田植え・稲刈り作業に従事するアジア的な労働観と対比される。

このほか“Schriften zur Sozialgeschichte und Politik”, „ Die Nation“ S.182 bis S.188, „Parlamentarisierung und Demokratisierung“ S.201 bis S.230（以上、Reclam文庫版・No.9646-）にも、示唆に富む記述が多数ある。

*17…この論争は、19世紀初期ドイツで日本に先だって行われた。この論争に含まれていた資本主義的経済発展に伴う財産法分野を規整するあり方—たとえば、入り会い権の類い—を巡る論題は、時代の流れを反映させつつ、所有権構造が国民国家との関係で、どこまで保護される必要があるか（＝或いはその必要がないか）等を巡る議論は、学問的に興味深い。なお、明治維新後、法典継受過程で19世紀末期に、同じ議論が日本で起こっていることに注意。

前者は「全国統一（民）法典」立法の可否を巡って、Anton Friedrich Justus Thibaut（1772年～1840年）と Friedrich Karl von Savigny（1779年～1861年）との間で行われた論争である。1814年、Napoleonが最終的に軍事的敗北を喫し、彼によって1806年神聖ローマ帝国が解体された後のドイツ諸国（＝Die Laeneder：諸邦）では、ドイツ人統一国民国家に至る道筋を巡って大論争が起こっていた。1848年のFrankfurt 国民会議開催等、ドイツ人統一国家形成の動きは、19世紀半ばには或る程

度の道筋が出来ていたものの、大ドイツ主義を掲げるOesterreichと小ドイツ主義のPruessenとの間でドイツ統一を巡る抗争が続き、1866年普墺戦争でOesterreichがKeonigsgretzの戦いに敗れた後、普仏戦争に勝利したPruessenが1871年、ドイツ帝国（＝第二帝国）を建国して、茲に統一ドイツが成立した。

また、筆者管見では「民法出デテ忠孝滅ブ」という言葉に代表される日本に於ける「民法典論争」が、専ら家族法制度を巡る論争と受け止められ易いが、これは法典延期派が断行派の勢いを殺ぐために当時の新聞紙上等で用いた「群集心理を支配するに偉大なる効力がある警句」－穂積陳重『法窓夜話』p.339岩波書店 1980年/底本は、同名の第8版1926年有斐閣－という説に肯んじたい。この警句は、相続が被相続人の死亡を原因として包括的に物権変動を生じることにより力点を置いて説明をしたものであるが、その背後にある標記「資本主義的経済発展に伴う財産法分野を規整するあり方」を巡る論争であったことに、注意を喚起したい。

しかしながら、この論争は延期されて結局永久に日の目をみなかった、仏人ボアソナードらが起草にあたった該民法中・「人事編並ビニ財産取得編（＝相続）中第13章及ビ第14章ノ実施」を巡る論争であったことは確かである。

また、この論争を法理学から眺める時、「この争議の原因は、素と両学派（＝英法系vs.仏法系）の執るところの根本学説の差異に存するのであって、その実自然法派と歴史派との争論に外ならぬのである。」（穂積陳重『法窓夜話』岩波書店 1980年 / 底本は、同名の第8版 1926年 有斐閣）pp.328_352

筆者は、穂積博士が言う以下の説明が持つ意味は、最後に刊行されてから後約80年を経過した21世紀初頭の現在に於いても、重要な意義を持っていると思考する。この指摘は、ベトナム私法整備支援にあたっても、重要な意味を持つ。

筆者管見によれば、日本の法整備支援がベトナム現地に於いて、成功しているのは畢竟、このような法学的、或いは法史的な基礎法学に関する業績を、現地に長期滞在されておられる日本の法曹等関係者が意識されておられることも預かって力がある、と考えている。以下、長文を厭わず、該当部分を引用する。

「Thibautのこの著書-“Ueber die Notwendigkeit eines allgemeinen buergerlichen Rechts fuer Deutschland”-1814と題する小冊子であって、これが即ち有名なる法典争議の発端となったものである。Thibautのこの著書に於ける論旨の要点は、ゲルマン民族の一致団結を図り、内に国民の進歩を図り、外に侵略を防ごうとするには、須く先ずドイツ諸国に通ずる民法典を制定し、全民族をして同一法律の下に棲息せしめ、同一の権利を享有せしめなければならない。実に民族の統一は、法律の統一-Rechtseinheitに依って得られるべきものである、というにあった。…然るに、当時ベルリン大学の教授であったSavignyは、これに対して「立法及び法学に於ける現時の要務」-Beruf unserer Zeit fuer Gesetzgebung und Rechtswissenschaft-1814と題する一書を著して、Thibautの法典編纂論に反駁した。その要に曰く、法は発達するものであって、決して製作すべきものではない。一国に法律あるは、恰も国民に国語あるが如く、一国民は大字典の編纂によってその国語を作ること能わざるが如く、如何なる国民と雖も、単に普通法典を作成することに依ってその国民普通の権利を創製することの出来るものではない。法律は国民の精神Volksggeistの現れたもので、特に国民の権利の確信 Rechtsuebersetzungより生ずるものである。法は国民の肢体であって、衣服ではない…。」

* 18…平成16年法律第147号により、総則、物権、債権各編がカタカナ書きからひらがな書きに変更された。これによりカタカナ書きからひらがな書きに一足先に！変更され、昭和23年－1948年1月1日から施行されている親族・相続編が（昭和 22年：1947年12月22日法律第222号）と合わせ、民法第1編～第5編総条文数 § 1044が総て平易な文字になった。

私法体系の根幹を為す民法典が、時代の流れに合わせてその記述内容を現代化したものだが、条文そのものに関する規定内容の変更は、若干の例外（以下を参照）を除いて行われていない。19世紀末、明治維新から約30年間を経て近代資本主義が日本社会に定着した状態を法制面で規整する現行日本民法は、所謂15年戦争（1931年～1945年）を経て、日本の敗戦と共に明治期立法精神を歪曲する形で進んだ日本軍国主義の精神的・家族法的根拠を解体する目的で、20世紀半ばの標記1947年12月22日法律第222号に基づき、GHQ指導下に民主化された。

今次総則（第1編）並びに財産法編（第2編～第3編）改正により、立法後約110年を経過して明治期教養のひとつであった漢文が日常生活では略々無縁になったこともあって、文語カタカナ書き・難解な漢語を多数含む民法典法文面からの近代化が21世紀最初の10年に行われた。このような遅効性を指して、経済学者の中には「社会現実が次々に変化を見せて行く中で、法文の固定性は問題がある。法Systemは、現実の社会現象（就中経済現象）を適時的確に追えないという面で、課題を抱えている。」旨批判される方もある。

なお、最新民法改正は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年7月26日法律第87号）に伴う民法 § 117－施行日前に債務者について整理開始の申し立てがあった場合に於ける根抵当件行使については、前条 § 398の3第2項第2号－根抵当権被担保債権の範囲－の規定にかかわらず、なお従前の例による」である。

*19…" Civil Code 1996 " (注3) 参照。

*20…社会主義諸国の法体系については、大木雅夫『法圏論に関する批判的考察』 上智法学論集23巻2号 1980年1頁～51頁が詳しい。

*21…ベトナムには54の民族が存在している。その中で主要な民族はキン（京）族で、彼らは別名ベト族とも呼ばれている。キン（京）族の由来は、938年ゴ・グエンが中国軍を打ち破って以来、BC189年から約1,100年の永きにわたり継続していた中国支配から抜け出した時期に、北の中国人に対して「南の文明人」を意味する「都の人」と自称するようになった。キン（京）族は平野に居住してきた民族であり、北部（ハノイ周辺）紅河Delta・中部海岸の大都市Danang・そして農業生産力が最も高いMekong Delta方面に多数居住している。

ベトナムの“ベト”は、彼らベト族のベトに由来している。総人口8,206万人（2004年10月現在）のうち、約90%がキン（京）族で占められている。国土面積は、日本から九州を差し引いた面積にほぼ等しい331,688km²（日本の約90%）、インドシナ半島東部を南北約1,900kmに渡り、海岸地帯の狭隘な平野を除き、北部から南部にかけて脊梁山脈が走っているため、可住地面積割合はさほど大きくない。人口密度247人/km²とバングラディシュや日本には及ばないものの、人口稠密な南部ホーチミン市（旧サイゴン市）人口約555万人を筆頭に、首都である北部ハノイ市の人口も約300万人を数えるなど、歴史が古い北部ベトナム地方よりも、18世紀半ば以降人口圧力が高まる中、カンボジアが支配していた肥沃な南部Mekong Delta方面へ向けてキン（京）族の緩やかな南進が始まった。ベトナム南部は熱帯に属しており、高温多湿な気候を利用して、米作が盛んである。彼らキン（京）族と共に同一空間（＝平野部）に居住する有力な民族としては、中国系ベトナム人（華－ホア族）、チャム族、クメール族等が存在している。

ベトナム原風景で開発が進んだ紅河Delta上流には、扇状地や山間盆地が存在しており、その土地にはムオン族・タイ族・ヌン族等近隣タイランド系の諸民族が居住しているほか、山間部にはこのほか多数の少数民族が居住している。大まかに云うと、Delta地方を除くベトナム全国土の2/3にあたる山間部・高原地帯（＝脊梁山脈～Laos・中国国境方面）に、少数民族が“ばらけて”住んでいる姿となる。

*22… Tran Thivan Anh Le Ngochunug “Women and doi moi in Vietnam” Woman publishing house Hanoi 2001 (注2) 参照。

Exploring women's issues in Vietnam during the transition, this book focuses on the effect of economic reform on women and how gender plays an important role in designing development policies in Vietnam today. [下線部は筆者。]

Analyzing the changes in women's work, education and health care, the authors note that despite appears to be growing.

Women appear to have less access to good job as well as to education and health services. The participation of women in decision making processes, the authors see the need of new policy approaches toward women in transition.

*23…ベトナム民法の離婚規定が簡潔明瞭であるため、家族法に於ける法現象（＝揉め事）の極みである離婚に関する実態把握もまた判例による「正当事由」認定作業が不可欠である。相続と並ぶ私有財産所有権移転・法文化の解明という切り口では、日本民法第4編親族 § 763～§ 771：協議離婚～裁判離婚に於ける正当事由について多数の判例があり、ベトナム民法に於いても今後この種事例の蓄積が待たれる。

*24… I. 現地ヒアリング情報（UFJ銀行ホーチミン支店等の協力を得た）

2005年2月下旬にハノイに出張し工業団地・日系企業にヒアリングを実施した。以下、工業団地・人材確保・人件費などに関連するコメントを掲載する。

(1) タンロン工業団地（ハノイ）

- ・当工業団地は計 292ha あり、うち第 1 期 121ha の 9 割を完売。第 2 期 74ha、第 3 期 82ha。2 期拡張部分には、4 区画が入居済、1 区画が投資ライセンス申請中。キャノンのベンダーで、サンコール、ダイワプラスチック、カネパッケージ、が入居、工場を建設中。また HOYA がメモリーディスク用ガラス基盤工場を 2005 年 1 月から建設し 2005 年秋稼働予定。来年早々 FS の結果を出して第 3 期拡張を行いたい。土地収用には 2.5 年かかる。
- ・当団地の最大の入居者はキャノン。現在複合機生産工場を増設中。2005 年 6 月から生産。現在のプリンター年 50 万台に複合機年 50 万台を加え、最盛期には年産 120 万台を予定。松下電器が 2003 年 10 月から国内向けに白物家電（冷蔵庫、洗濯機、ガスクッカー）を生産、TOTO は 2004 年 4

月稼働で 90m の炉を持ち日本等への輸出が 50%、国内向けが 50%。デンソーは 2002 年から全量輸出でエンジン周り部品製造とアプリケーションの設計を行っている。住友ベークライトは 2002 年よりフレキシブル回路を全量輸出でフル稼働中。三菱鉛筆は色鉛筆の芯、マーカーペンを生産。さらに今回第 4 棟を作り黒鉛筆の芯を生産する予定。広島アルミは 3.2ha の用地で二輪用アルミダイキャストを行っている。その他、5000m² の用地に 2000m² のレンタル工場を建設しており、バルブや二輪関連企業を誘致。

- ・今年に入っての入居者はバーコードのサトー、愛媛今治の船舶用配電盤メーカー渦潮（うずしお）電機、ダイワプラスチック。
- ・現在の入居 35 社のうち 32 社が日系。残り 3 社がシンガポール、マレーシア企業。入居企業の生産品目、企業規模は多岐に亘っている。キャノンが進出しているので大企業のみが進出しているイメージがあるがそうではない。二輪関連では、桜井製作所、ダイワプラスチック、安福ゴム、が進出している。
- ・地盤はもともと粘性の田んぼ。6.5m の原地盤に加え 2.3m の盛り土を行っており 100 年に 1 度の洪水にも対応可能。一部鉄鋼コイルなどの重量物を置く場合を除き杭打ち不要。なお、TOTO は第 3 期工事については不等沈下防止のために杭を打った。
- ・管理棟には貸しオフィスあり。
- ・工業団地に入居掲示板を設置しており、募集の 5－10 倍のワーカーが集まっている。最近、人材募集強化のため近くの人民委員会の掲示板にも募集広告を張り出すことにした。
- ・テクノセンターには、サーバーや電気系統のメンテナンス会社などのサービス会社が入居している。セミナー・ホールもあり。最近日系ソフト会社（CAD、CAM 設計）も進出している。
- ・第 1 期のレンタル工場は既に埋まっており、2 期は 2005 年 6 月完成予定。
- ・自家発電は持っていない。ホアビン水力発電所、ファークライ火力発電所から高圧線で電力供給される。停電は 2003 年 1 回、2004 年 3 回あった。1 回当たり 4－50 分。
- ・今まで輸出入には、トラックで 3 時間のハイフォン港しかなかったが、2004 年 4 月にカイラン港が開港した。2004 年 7 月からオペレーションを開始している。2.5 万 t までの船が着岸できタンロンからトラックで 4 時間。
- ・タンロンからノイバイ国際空港までは 14km。ハノイ中心部を通らずにアクセスが可能。
- ・物流会社としてドラゴンロジスティックス社がある。住友商事の合弁会社。倉庫は 2005 年 3 月には 1 万 m² になる。28 名の税官吏が常駐。
- ・住友商事 100% 出資のスチール・サービス・センターもある。
- ・タンロン工業団地のキーコンセプトは、①「最上級のインフラ」・・・日本工営、大成建設が建設している。それに加えて、②ソフト・インフラ・・・進出 FS のお手伝い、投資ライセンス申請サポート、日本人によるサポート、も充実。日本人は、小俣社長、清水氏、近藤氏の 3 名が駐在。ベトナム人スタッフ 50 名。投資ライセンスは申請後 1 週間から 10 日で取得可能。
- ・タンロン工業団地への進出のメリットとしては、①低コスト、②北ベトナムには人材が豊富、③税メリットあり、④中国に近い、といったことがある。
- ・タンロン工業団地進出企業の従業員数合計は、2004 年 6 月 6000 名、2004 年 12 月 8300 名、2005 年のピーク時 15000 名になる見込み。2004 年 11 月までの総投資額 5.3 億ドル。輸出額は 2003 年 3 億ドル、2004 年 1－10 月 4 億ドル。ベトナム全体の 2003 年の輸出額は 200 億ドルである。
- ・工業団地販売価格は公表しないが、希望価格は 65－70 ドル/m²。（以上 タンロン工業団地）

(2) 野村ハイフォン工業団地（ハイフォン）

- ・日本人は井前社長、森本氏の 2 名が駐在。なお、日本（東京）に佐藤主任（女性）が駐在。
- ・ロケーション：ハイフォン港まで 13km、車で 15 分、国道 5 号。カイラン港まで車で 1.5 時間。ハノイ－ハイフォン間は車で 1 時間 45 分。85km。ハイフォンからノイバイは 110km、車で 2.5 時間。
- ・インフラ：①ハイフォンにはキャットビー国内空港がありダナン、ホーチミン行きが毎日運行。将来国際貨物空港とする計画がある。②国道 5 号 10 号が完成。③ハイフォン港にはコンテナターミナルが完成している。現在 1 万トンの船が接岸可能、将来 2.5 万トンまで接岸可能になる。④また国道 1 号で中国沿岸までの接続も容易になる。⑤さらに国道 5 号（ハノイ－ハイフォン間）に平行する高速道路を計画中。完成後は 1 時間で結ばれる。2005 年工事開始 2007 年完成予定。

⑥中国・ベトナム両国政府はハイフォン、ハノイ、南寧を経済地域と考えており道路・鉄道のアップグレードを予定している。⑦ハイフォンは河川港だが、別に陸から橋をつないで島に新港を作る予定。2006-2007年に工事スタートを考えている。

- ・当工業団地は121haが販売可能面積。1996年リース開始し50%販売完了。あと60haのリース面積が残っている。賃貸期間は2044年9月まで、賃料はUS\$32/m²以上が基準。賃貸面積の大きな企業等とは価格交渉可。1社当たりの入居面積は5000m²から10ha。他に標準工場がある。エアコン、照明、トイレ、カーペット（オフィス部分）が完備されており、入居すぐに営業が可能。藤倉ゴム工業、ビナビンゴ社等が入居している。
- ・発電は50MWの自家発電。ハイテク企業に適する。ただし料金は0.12/kwhと一般電力より高いので2005年10月には入居企業にどちらの電力でも選べる体制をとる予定。
- ・都市人口はハイフォン170万人、ハノイ250万人。ほとんどのワーカーは高校を卒業している。50%は簡単な英語を話す。70%は簡単な英語の表示を読める。
- ・ハイフォンでは採用は、技術者、管理者、ワーカーの確保は容易。ハイフォンにはハイフォン大学、ハイフォン技術大学もある。日本語ベトナム語の翻訳者の確保は困難だが、英語ベトナム語人材の確保は比較的容易。
- ・人件費はハイフォンの方がハノイより30%安く、ホーチミンよりはさらに安い。転職は少ない。（以上 野村ハイフォン工業団地）

(3) 北部工業団地への進出日系企業のコメント

- ・納入先からの要請に加え、人件費が安く農民が多く辛抱強いベトナム北部に進出を決めた。またハノイが首都であるため大学もある。もう1つの候補地だったハイフォンは、①インフラがしっかりしている、②港に近い、というメリットがあったが、スコアリングの結果、僅差でタンロンとなった。（タンロン工業団地進出A社）
- ・当社はソフト開発を行う予定だったので光ファイバーがあり通信が整備されている当工業団地を選んだ。（タンロン工業団地進出B社）
- ・ベトナムの生産コストは組付費、管理費ではたい、マレーシアに勝っている。中国の広州と比較してもベトナムの方が安い。（C社）
- ・「中国にコア技術が流出するのを避けるため中国へはコア技術は出さない方針だ」という会社がある。ベトナムであれば工場を作ってもコア技術は流出しない。（D社）
- ・ここでは35ドル（換算値13914ドン）が最低賃金で、これに社会保険料等で35%がプラスされる。現地社員に日本人社員のコストを入れても1人当たりの人件費は100ドル以下。現地スタッフのみの人件費は80ドル以下。（野村ハイフォン工業団地進出E社）
- ・ハイフォンの日本人の大半は韓国のLGグループがハイフォン市に建設した外国人用アパートに住んでいる。賃料US\$1500/月。朝食付き。ハイフォンでは唯一のアパート。あとの人はホテル住まいが多い。（野村ハイフォン工業団地進出F社）
- ・野村ハイフォン工業団地に進出した理由は、①ハノイ比、土地代が3分の2だった。②停電すると困る工程があるため自家発電があり停電のない工業団地を選んだ。③人件費が安い。ハノイでは新規オペレータを80万ドン（55ドル）で雇用しているが、こちらは60万ドンぐらいと3割安い。④人の確保がしやすい。（野村ハイフォン工業団地進出G社）
- ・賃上げは基本給2004-2005年2-3%上げ、プラス各種手当て上げを予定。従業員の定着率は良い。従業員はここから車で20分程度のハイフォン市から自家用車やバイクで通っている。ガソリン代は会社が負担。（野村ハイフォン工業団地進出H社）
- ・サイドンB工業団地はすでに第2期まで完売しており、今後第3期の拡張計画がある。当工業団地は雇用の確保に問題なし。人件費については、A～Dの4段階評価を行い昇給させた。2004年までは6%程度の昇給、2005年(1月)も6%の昇給を考えている。（サイドンB工業団地進出I社）

3. 北部工業団地の比較データ

(1) ワーカーの人件費

ヒアリング結果をまとめると、北部におけるワーカー人件費は下表のように推移中。2004年は高インフレだったため、賃金はドン建てで2～10数%上昇しているが、ドンは対ドルで毎年1～2%減価しておりドル・ペースでの賃金上昇率はそれほど高くない。今後数年はベトナムの労働力の他国比での割安感は揺るがない見込み。

(2) タンロン工業団地と野村ハイフォン工業団地の比較

【ベトナム北部工業団地の新人ワーカー賃金水準と賃上げ率】

工業団地名	タンロン	野村ハイフォン	サイドンB周辺	ノイバイ周辺
ワーカー月額賃金 (新人)	41ドル 650,000ドン	31ドル 487,000ドン	40～45ドル	45～60ドル (ワーカー一般)
2004～05年賃上げ率	10%前後	2～3%	6～10%	
最低賃金 (換算レート 1ドル=15750ドン)	556,000ドン 35ドル	487,000ドン 31ドル	626,000ドン 40ドル	

(出所)ヒアリングによりUFJ銀行シンガポール支店経済調査班作成。

※数字は大まかな目安であり、企業により上下がある。社会保険料等含まず。

※2005年の賃上げ率が高いのは2004年のインフレ率が高かったことによる一時的なものと見られる。

この2つの工業団地が日系企業に人気の団地。どちらの団地にも日本人が駐在しており、進出企業をサポート。以下の点が主な比較のポイント。なお、北部ベトナム進出日系企業にはキャノンのバクニン省クエボー工業団地への新工場建設に見られるように、日系工業団地以外に展開する動きも見られる。その場合は、「第1工場から距離が近く、技術面で支援がし易い」といったことが進出地選定の1つの条件になっている。日系工業団地以外に進出すると、土地賃料面ではメリットがあるが、インフラ面やその他手続き面でのサポートが劣るというデメリットがある。

	タンロン工業団地	野村ハイフォン工業団地
開発者	住友商事	野村證券グループ
賃料	希望価格US\$65-70/m2(交渉可)	US\$32/m2～(交渉可)
立地	ハイフォン港までトラックで3時間 国際空港まで14km	ハイフォン港まで車で15分
労働力	確保容易だが徐々に遠方からも採用	確保容易
賃金上昇率	今年は10%程度に	今年は2～3%
ワーカー初月給	約65万ドン (41米ドル)	約49万ドン (31米ドル)
ファシリティ	工業団地内に日本食レストランあり 消防署あり、貸事務所あり	レンタル工場(標準工場)あり
電力	公共電力、年数回停電あり(短時間)	自家発電、停電なし
通信	ソフト開発もできる通信インフラあり	
住環境	ハノイ(日本人学校あり)に近い 日本人はハノイから通勤	ハノイから遠いため日本人は ハイフォン市に居住
主要入居企業	キャノン、TOTO、デンソー	矢崎総業、王子製紙、豊田合成

(出所)ヒアリング等よりUFJ銀行シンガポール支店経済調査班作成

4. ベトナムへの投資動向

ベトナムへの海外からの直接投資はアジア通貨危機が発生した後、1999年には16億ドルまで落ち込んだ。その後、2000年20億ドル、2001年22億ドルと回復したが、2002年には13億ドルに再度減少。2003年には15億ドルと微増で推移した。2004年は1-11月にすでに20億ドル弱を達成しており通年で1998年以来の高水準になるのは確実。

日本からの投資額推移も2004年1-11月は既に2億ドルに達しており2003年通年の1億ドルから倍増。来年以降も、北部でキャノン、南部でも日本電産グループの大型投資計画があり、投資金額は堅調に推移すると見られる。

【ベトナムへの海外からの直接投資動向】

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004.1-11
件数	367	325	417	228	308	355	458	669	596	630
金額(百万ドル)	6,524	8,497	4,737	3,658	1,567	1,989	2,192	1,333	1,513	1,984
前年比伸び率(%)	75.3	30.2	-44.2	-22.8	-58.0	25.8	10.2	-39.2	13.5	-
うち日本										
件数	47	54	65	12	14	25	40	48	53	52
金額(百万ドル)	1,130	591	657	108	62	81	164	102	100	201

(出所)CEIC、JETRO資料よりUFJ銀行作成

Ⅱ. 本件出張報告は、以下の通りである。

1. 本件出張は、小職2004年度研究課題である「国際協力の観点から見た開発途上国に於ける私法制度改革分析－就中ベトナムを中心に－」論文完成を目前に、15日間－移動日を含む－の長期にわたりその記載内容の妥当性等について、検証する好機会となりました。法学の世界では、ヨーロッパ法・英米法に於いては専門文献の十分な蓄積があり、加えてInternet上も十分なDate Baseが存在しています。

しかしながら、残念なことに日本ではベトナムのそれらをヨーロッパ法・英米法と比較すると、一般に学会の関心が低いこともあって十分な蓄積に乏しい憾は否めません。専門の学会にあっても、ややもすると”謬説が罷り通る”危険性も囁かれている有様^{*1}です。

2. アジアに於ける社会主義諸国経済体制の変革は、中国が「改革開放経済」移行を表明した1979年頃がその体制変革開始の年と位置付けられています。ベトナムにあっても1986年12月、ベトナム共産党第6回大会に於いて"Đổi Mới"-Innovation-「刷新」と呼称される「市場経済型社会主義」の建設を、爾後の国家目標に置くことになりました。このことは、学会で「ベトナム政府は社会主義を放棄して、資本主義に移行したか、否か」という論争を巻き起こしましたが、本件論文はかかる理論の正否を評価する意図は、全くありません。小職が本件論文で明らかにしたいのは、①先進国が数十年かけて国際協力(ODA)を実施してきた歴史があるにも拘わらず、ベトナムを含む東南アジア諸国の一部に於いて「市場原理に基づく経済運営や、民主主義原理に基づく体制整備が十分に行われてこなかった」という比較法学の方法論からの分析や、②被援助国に対するドナーである援助提供国側認識不足を指摘し、③東南アジア諸国に於けるベトナム法の位置付けを行いつつ、現実のベトナム経済に着目した現状分析と将来展望を行うことです。

3. 本件論文は、伝統的なacademismで用いられる歴史考察、現状分析の方法論を採用しています。

(例) 東南アジア諸国の人々が置かれてきた「アジア的停滞」を規定する古い枠組みである封建的な諸慣習等殊に財産権を法定法の側面から論じたのみならず、その根底に流れる所有権概念^{*2}を法理学(＝法哲学)の方法論に基づいて、日本との比較－明治政府が取った欧州法継受－を随所で試みています。『近代市民法の観念』が既に自明である日本と、旧ソビエト連邦・中国等の社会主義法体系及び旧宗主国であったフランス法とが不連続に混じり合って混沌とした法実在を示しているベトナム私法の比較・対照作業を通じて、設備投資研究所平成16年度業務目標に記載されている^{*3}「人的資本、金融および企業システム(コーポレート・ガバナンス、会計、会社法等)などの制度資本の分野を主体にした」研究成果をお示しすることが出来たのではないかと密かに自負するものであります。

4. 法体系それ自体は、経済学の壮大な体系とは別にAnglo Saxon系のCommon Law-英米法-及び明治時代に日本が継受したドイツ法、フランス法を中心とするヨーロッパ大陸法の世界に二分されます。前者は裁判官の思考形態の最終的な発露である「判例法」「慣習法」からなるイギリス法実践の歴史を殊に1066年、the Norman Conquest 以後、Oxford, Cambridge両大学法学部に於いて発展を遂げた法体系です。また、後者は英米法世界の考え方とは異なって、裁判所は法典を機械的に適用すれば良い機関として観念され、「概念法学」或いは「機械的法律学」が有力となった時期さえありました。→「明確なtextは解釈してはならない」という法諺もあります。

明治時代に於ける日本の西洋法継受は、主としてドイツ、フランスに於いて発展を遂げてきた法体系によるものでした。そのため、①法評価を必要とする個別具体的な事案の分析に法条文の片々たる単なる「当て嵌め」では正しい解答を導き出せ得ないこと、②個別法典を理解するためには、そもそもそれ以前に全体的な法体系を理解しておく必要があること等から、以下に記述するように、経済学的手法だ

けに頼り過ぎると「法学世界」で多くの人が納得する「法理論」を導くことは至難の業とされています。
→ 法現象の解釈には、ローマ法以来の法伝統に関する専門的な理解が必須です。

さて、現代日本の法実践に着目すると、「個別法典に記載されている適用条文」という成文法に基づく法律学特有の論理構造による法実践が重視されているものの、一方で、当時の立法者が予想していなかった法現象が生起している場合には、対立する利益を調整する視点を導入せざるを得ないことから、判例による法形成が行われています。この意味で、ヨーロッパ大陸法と英米法が折衷した現実を観察することが出来ます。

5. 1986年12月、第6回共産党大会に於いて社会主義政治体制を維持しつつ、経済分野で市場主義を導入することを決議したベトナム政府にとっても、「社会主義型法体系・法制度」から「西側世界の法体系」に移行する過程で2. で指摘した問題は避けては通れない問題でした。1994年2月4日、クリントン政権がベトナムへの経済制裁を解除したことを契機に、社会主義型法制度から市場主義型法制度への移行課題は、「順調な経済成長を確保して、人民の生活水準を向上させる」というベトナム政府の国家目標を達成するためにも、欠かせないテーマとなりました。

→ 同じくこの年（1994年）、日本政府はベトナムに対して法整備事業をODA Styleにて支援することを始めました。

The current situation for ASEAN countries law modernizing Aids by Japanese Government

The phrase of “Technical Assistance in the legal field” is not yet commonly known among the ordinary Japanese citizen. The reason why this “poor situation” occurs in Japan is because it has been only recently that such structured *Projects* of technical assistance had just begun. The fact is that in the fiscal year 1994 Development of the technical Assistance provided by MOJ started for ASEAN countries.

※ Some example of “Technical Assistance in the legal field” by MOJ are written below....

- ・ ***1994 Commencement of a country-focused training course for Vietnam***
 - ・ 1995 Commencement of a country-focused training course for Cambodia
 - ・ 1997 Commencement of a multi-national training course for Mongolia, Myanmar and Vietnam
 - ・ 2000 Dispatch of long-term experts to Vietnam
 - ・ 2002 Commencement of a country-focused training course for Indonesia & Uzbekistan
- また、以下はベトナムに於いて私法制度改革が必要であることに関する理由のひとつです。

Situation of developing countries

Many developing countries, however, suffer from a lack of legal system. Countries, which previously adopted a centrally controlled economic policy, are especially urged to restructure their entire legal systems as they introduce market based economic mechanism. Since it is not easy for the developing countries to lay the foundation for a modern legal system rapidly and properly by themselves due to a lack of human and other resources, international institutions or developed countries are requested to provide technical assistance in the legal field.

6. このことを 法律学の手法を用いて記述すると、以下の通りになります。

〔経済学から見た視点〕		〔法律学から見た批判〕	
(1)	法内容の評価：対象選択が恣意的であった。→	法学的観点に基づいた法体系全体像を把握する学問的作業が必要である。	
(2)	同上： 評価基準が恣意的であった。→	一層客観的なかつ詳細な比較法学の手法に基づいた分析作業が必要である。	
(3)	法の実施面に於ける評価手法に問題があった。→	法現象に対する実証的な調査が必要である。	(出所)：金子神戸大学教授メモ

7. また、その方法を具体的に記述すると、以下の通りになります。

比較法学の手法に基づいた分析作業が必要です。

- (1) 主要先進国法制度の整備・変革状況＋ロシア、中国等旧社会主義型法制度を採用していた諸国に於ける同左を比較する作業。
- (2) 市場型法整備に関する現在の状況分析
 - ① 市場過程条件 1992年憲法、1995年民法典、1997年商事法…
 - ② 市場参入条件 1996年外資法、1998年企業法、2003年国有企業法、2004年破産法…
 - ③ 市場結果条件 競争企業法第9条草案

8. 1～7を踏まえた小職分析結果は、以下の通りになります。

「市場法整備」という切り口から見たベトナム私法制度改革状況は、

- ①表向きは市場型経済＝西側世界の法標準に合わせた私法秩序体系を志向しているように見えるものの、実態は依然として 国有セクター／民間セクターそれぞれの経済主体で、適用条件が異なる法的な double standard 状況が継続している。
- ②ベトナム共産党指導部内に於ける改革開放派vs.守旧派との闘い合いが時として人事抗争を生み、その結果標記double standard 状況が一層強調される事態に陥る現実がある。

※ただし、ベトナム社会では当該事実が存在することを認識すること自体が禁忌（＝タブー）である。（実例） double standard 状況を更に深化させる介入主義に基づく立法状況を例示します…。

- ・1997年 商事法体系の「見直し」
- ・1998年 企業法が持つ限界が明らかになったこと
- ・2003年 国有会社法、破産法、競争法の相互矛盾

（脚注）

* 1…『市場経済化研究』に対する従来からの経済学に基づく分析視点に、ここで新たに法律学の視点を持ち込んでいる意図は、次の通りです。

日本の経済学を研究する各種学会に於いては、これまでともすると法制度研究が「単純なSequencer-ひとつの社会現象が起こる際に観察される挿話のひとつ」或いは「結論誘導的傾向を持つ」見解が多数を占めてきた事実があります。その例としては、① 欧州復興開発銀行による東欧諸国法制変革支援事業に関する”法整備指標”提言、或いは②この分野に関する La Porta et al.等の議論（2000年）等があります。

* 2…Savigny,Windscheid等ローマ法起源の物権法論争を想起して下さい。

"Gewere" "Possessio"は大陸法理解の上で、「ゲルマン法起源の死滅に瀕した諸制度、中世の経済制度・行政制度の廃墟の上に”残存物”として現在にまで至っている諸制度」－たとえばレーン法、永小作法、物的負担法、家族世襲財産法等－は、ドイツ民法制定過程に於いて民法典それ自体に条文を盛り込むのではなく、地方法に分離される方向で議論されました。

ここで、小職研究対象であるベトナム－正式名称は：ベトナム社会主義共和国-Socialist Republic of Vietnam：略称SRV-の歴史に目を転じてみたい…と思います。

1. 1975年4月30日、北ベトナム軍（当時）が南ベトナム共和国の首都であったサイゴン市（＝現ホーチミン市）に突入して、ベトナム戦争が終わりました。日本軍占領終了後、1945年9月2日、フランスからの独立をホーチミンが宣言して以来 約30年が経過してようやく、ベトナム人自身による近現代統一国家が成立しました。このことは、そう遠くない時代の出来事として大方の記憶に残っているところです。その後、隣国カンボジアへの侵攻(1979年)、中国との戦争等ありましたが、今日のベトナムは東南アジアでは インドネシアに次ぐ大きな独立国として（例：人口約7,973万人）国家運営が行われて現在に至っています。この間、1989年12月（ルーマニア）に始まる東欧・旧社会主義諸国の崩壊や1990年10月、東西両ドイツ統一、そして1991年12月のソ連崩壊を経て、第二次世界大戦後の世界を二分してきた社会主義諸国vs.資本主義諸国の対立に終止符が打たれました。

2. しかしながら、このような現実にも拘わらず、ベトナム政府は独立以来の国是である社会主義を、国家運営上の基本方針（* 1）とすることを変更しませんでした。1986年12月、第6回ベトナム共産党大会で決議された「Doi Moi-Renovation-刷新」政策は、その後今日までの約20年間 継続して同国国家運営の基本指針とされ、その経済運営は「原則自由、電力等重要産業については例外的に統制」するdisciplineをとっています。1994年2月、米国クリントン大統領が長期間続いたEmbargoを解除して、外資導入が自由になると、堰を切ったように各国の海外直接投資がベトナムに押し寄せました。

身近なところでは、日本向けに輸出衣料品（ユニクロ、丸紅、Folk社）・食料品（菓子製造：コトブキ、茸栽培：明和工業）等習熟度が低い軽工業に属する業種から始まり、今日ではベトナム国内市場販売を目論む自動車製造業（三菱自動車・三菱商事&マレーシア資本のプロトン社合併）や、化学工業（PVCレジン：現・三井化学、三井物産）、更に窯業・土石（セメント：三菱マテリアル、日本セメント）からベトナム沖の南沙海大陸棚に賦存する石油資源開発を目的とする合弁事業（住友商事、BHP、ペトロナス）などに至るまで、各種の業種に属する、多数の日本企業がベトナム現地に投資案件を持つようになりました。

3. このことは、日本政府によるODA各種プロジェクトの推進と平仄を合わせて、わが国とベトナムとの間に於いて、共通の紛争解決手段（＊2）を速やかに構築する必要性が醸成されたことを意味しています。日本法務省は、1994年以来今日に至るまでの10年間、ベトナム司法省に実務法曹を長期派遣・滞在させて、ベトナム政府自身による各種法典起草の「良き相談相手」となっています。ボアソナード（明治時代当初の民法典）やロエスレル、グナイス（大日本帝国憲法）等確かに元々は西洋法起源での法体系ではあるものの、明治時代に於ける日本の国情に合わせて一旦し、何を以て当時の「国情」とするか自体が学会に於ける喧しい議論を惹起していますが、近代日本法を起草するに当たり、伊藤博文をはじめとする政府当局者が明治時代にヨーロッパ先進国に対して期待した役割を約130年後の今日になって、ベトナム政府当局者が日本に求めている、と言えます。

すなわち

- (1) 市場に基礎を置いた経済運営は、資本主義・社会主義理論を越えて、①財産権の十全な尊重と保護、②強制力がある契約を通じて、現に所有している財産交換の可能性やこれら権利共生に必要な社会の仕組みなしでは円滑に機能できません。
- (2) 立法を行う権威の所在、立法権と行政権の性格付けと範囲設定、並びに法の強制執行を行う適切な機関—地下経済を牛耳る暴力団では、断じてありません—について国民的合意を確立することが必須です。今次出張の際、標記各種法典起草作業を現実に担当している日本人法曹、及び その counterpart であるベトナム司法省担当者に、具体的なヒアリングが出来たことは、何よりも本件論文の品質を一層高めることになりました。

- ＊1…1992年現行憲法に於いても、「…社会主義理念に基づいて国家運営を行う…」（第4条）旨明文で規定しています。
- ＊2…ベトナムに於いて1986年以降導入され、現在も進行中である“ドイモイ”（＝“刷新”）政策と同様に、明治維新以後の日本に於いてもドイツ・フランス等を模範にヨーロッパ起源の法律が移植されています。

（例）

①明治民法（1896—明治29年—4月27日：法律第89号）②刑法（1907—明治40年—4月27日：法律第45号。ただし1995—平成7年5月：法律第91号-条文を「カタカナ書き」から「ひらがな書き」に書替・文語文から口語文に改正—）

3. 訪問意義・評価、質疑内容等

・2004年4月以来、書き貯めてきた標記小職論文の記述内容は、専ら専門書・学術雑誌、大学紀要、所属学会発表資料等の文献資料、並びにInternet経由で得られた各種知見を精査した結果を文章にしたものです。今次出張の際、小職が予め準備した書面に基づき、現地政府担当官、関係業界 担当者及び日系現地法人スタッフ等と十分な時間をかけて質疑応答する機会を与えて頂きました。

・このこと等を通じて、標記論文記述内容の妥当性を検証することが出来ました。更にこのことに加えて、日本では入手困難である標記文献（＝英語&中国語）の分析・精査作業終了後は、標記論文の品質を一層高めることが出来ることと愚考しております。

↓

（例1）寡聞にして既存文献で、言及されることが少なかった「フランス植民地時代以前に於ける土地台帳の現物」を閲覧する機会に恵まれました（ベトナム司法省）。

（例2）日系縫製工場がベトナム人建物所有者から、立ち退きを迫られています。移転先（候補）を検討する過程で当事者間で交わされる、私法諸手続現物—①ベトナム不動産（＝土地）図、②建物に関する所有権移転登記（？）、③関係諸官庁代表者証明付契約関係書類を閲覧する機に恵まれました。このうち、公図につきまして関係者の御好意で、謄写したものを日本に持ち帰っております。

＊25…ここでは、特に民・商事法分野に代表される私法制度に焦点を当てる。

＊26…大木雅夫「国家観の変遷—ヨーロッパ連合前史—」 『聖学院大学総合研究所紀要No.31 2005年1月』 pp.384_385

国家からの自由からの自由から国家への自由—法治国から福祉国家、社会国家へ

… ルイ14世の時代を民衆は、“le Grand Siecle”（大御代）と呼んでいたが、国王自身は「朕は国

家なり」(L'Etat, c' est Moi.) と語る絶対主義国家であった。その反動のように、法治国思想が芽生える。モンテスキューと1世代後のアダム・スミスは、古典的自由主義の旗を振る。その「自由」は本質的に「国家からの自由」であり、自分の利己心に従って活動すれば、「見えざる手に導かれて」全体の利益に連なる。国家はただ、警察官や夜警同然に国民生活の秩序破壊者を取り締まるいわゆる夜警国家(Nachtwaechterstaat)であれば足りるという。…

大木教授は、その注14で更に以下の通り述べられる。

「この説明―見えざる手―には問題がある。スミスは国富論の中で、『利己心』の語をほとんど使っていない。『道徳情操論』を見れば、利他心とか測隠の情に似た思想を強調している。国家国民全体のためになどとばかりいっていないで、率直に自分の利益を求めて働けといったのではない。また、『見えざる手に導かれて』の原文は“led by an invisible hand”となっていて、神の御手とは書いていない。社会の見えざる手と説く人もいる。スミス思想を理解する上で、再検討と要するのではないか。」

この見解に、筆者も賛成である。“市場主義経済万能”という文脈で、構造改革論議で声高に語られることが多い昨今の日本経済運営は、かかる文脈から行き過ぎの印象が与えられる事象を観察されるからである。

(例) 建築基準確認の民間市場開放がもたらした、違法行為に対する評価等。

「小さな政府」を志向する経済政策の当否に立ち入る意図はないが、果たして“市場化テスト”なる概念で、従来本来の意味での公共セクターが担ってきた公法上の行為を市場経済の波に晒すことは、公私の役割分担に関する法理学上の認識の光を当て、じっくり検討するべきではないか? 「拙速は、結論を誤る可能性を有すること」に、もっと意を用いるべきであろう。

* 27… **Constitution of the Democratic Republic of Vietnam 1946**

[Preamble paragraph #2]

After 80 years of struggle, the Vietnamese nation has freed itself from the colonialist yoke and at the same time abolished the feudal regime.

Chapter 1 Political Regime § 1, § 2

Vietnam is a democratic republic. All state powers belong to the people, irrespective of race, sex, property, class and religion. (§ 1)

The country of Vietnam is an indivisible and monolithic bloc, comprised of Bac Bo Trung Bo, and Nam Bo. (§ 2)

* *Bac Bo, Trung Bo and Nam Bo mean that the former is North Vietnam, the middle is Central Vietnam and the latter is South Vietnam.*

Chapter 3 The Government § 43

The highest administrative body of the nation is the Government of the Democratic Republic of Vietnam. (§ 43)

* 28… **Chapter vii The Council of Ministers / § 104_ § 112. Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1980**

Adopted by the National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam, 6th Legislature, 7th session, on December, 1980.

* 29… 東 大作 『我々はなぜ戦争をしたのか―米国・ベトナム 敵との対話―』 岩波書店 2000年
今井昭夫 / 岩井美佐紀編 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店 2004年 ほか

* 30… 櫻井のこの見解に、筆者も賛成。櫻井は経済システムに関して以下の通り論じているが、法制度整備に関しても同じであろう。法制度―就中、民商事法典に代表される経済取引を規整する私法制度―は、櫻井がpp.280注1.で引用している宇沢東大名誉教授(日本政策投資銀行設備投資研究所顧問)が唱えられる制度資本そのものである。

―宇沢(1994)によれば、制度資本とは社会的インフラストラクチャーを制度的な側面から支えるもので、具体的には教育、医療、司法、金融などの制度を指し、さらには市場そのものが含まれることがある。

* 31… 日本の場合、その経緯・立法過程等については、法務大臣官房司法法制調査部監修 『日本近代立法資料叢書』に詳しい。カタカナ書速記により、本件「民法第4章 法律行為 第1節 総則 § 90_ §

92、第2節 意思表示 §93_§98」に関する起草委員 侯爵西園寺公望、 箕作麟吉祥、末松謙澄、伊東巳代治、穂積陳重、富井政章、梅 謙次郎、鳩山和夫ほか総員17名が 1893（明治26）年6月9日、何をどのように語ったか、反対・賛成意見はどのような内容を持つものであったかが、詳細に分かる。

* 32…JICA報告書 「市場経済移行国の問題」 pp.65_75。うち、本件引用はp.65。 なお、英米法特有の概念で、金子教授が挙げられている以下の言葉に関して、“Barron’s Law Dictionary, 5th Edition” 2003、“Barron’s Dictionary of legal terms, 3rd Edition” 1998 及び “1001 Legal Words- The Ultimate Guide to the language of the Law ”

Oxford University Press 2003 記載内容を相互比較し、教授の文脈で最も適切と判断されるものを引用して説明する。

- promissory : conveying or implying a promise

/ Ex. *Statements those are promissory in nature. Promissory words.*

[origin] late Middle English: from medieval Latin *promissory*, from promises- “*promised*”.

- estoppels: the principle that precludes a person from asserting something contrary to what is implied by a previous action or statement of that person or by a previous pertinent judicial determination: *Estoppels could not be invoked to present recumbent of an overpayment to a medical provider under Port of Medicine.*

[origin] middle 16th century: from Old French *estoppels* ‘bung’, from *stopper*

- fraud: wrongful or criminal deception intended to result in unjust advantage, especially financial

Or personal gain: *he was convinced of fraud/ prosecutions for social security frauds.*

[origin] Middle English: from Old French *frauds*, from Latin, *fraus, fraud* ‘deceit, injury.’

- misrepresentation: a false or misleading statement: *persons who suffer from a realtor’s misrepresentation may be able to recover their loses.*

The legal action to provide a remedy for a false or misleading statement.

- undue influence: influence of another that destroys the requisite free will of tester or donor and creates a ground for nullifying a will or invalidating an improving gift. The exercise of undue influence is suggested by excessive insistence, superiority of will or mind, the relationship of the parties or pressure on the donor or testator by any other means to do what he or she is unable, practically to refuse.

- unconsciability ~ : *unconditionally*

So unreasonably detrimental to the interest of a contracting party as to render the contract Unenforceable. The common law rule rendering unconscionable contracts unenforceable was codified

In the Union Commercial Code in §2_302. “The basic test is whether, in the light of the general Commercial background and the commercial needs of the particular trade or case, the clauses involved

Are so one-sided as to be unconscionable under the circumstances existing at the time of the marketing

Of the contract.” U.C.C. §2_302 Official Comment.

THE term refers to a bargain so one-sided as to amount to an “absence of meaningful choice on the

Part of one of the parties together with contract terms which are reasonably favorable to the other party.

... Ordinarily, one who signs an agreement without full knowledge of its terms might be held to **assume**

The risk that he has entered into a one-sided bargain. But when a party of little bargaining power and hence little or no knowledge of its terms, it is hardly likely that his consent ... was ever given to all the terms. In such a case the usual rule that the terms of an agreement are not to be questioned should be abandoned and the court should consider whether the terms of the contract are so unfair that enforcement should be withheld.”

* 33… Common law に関する一般的説明は、以下の通り。

広義には制定法主義に立つ欧州大陸法に対して、イギリス及びそれを母法として継受した諸国の法

体系を言う。

教義には一方に於いて「議会の中の王」(King in Parliament)による制定法体系と区別され、他方にはequityと区別されるイギリス判例法体系を言う・これは、1066年Norman Conquest以降、王権裁判所が土着の裁判所の管轄を排しながら、発展した法体制で、ロンドン法曹学院-Inns of Courtで養成された法曹によって、現代にまで承継されている。

中心をなす法源は、「先例拘束主義」-principle of state decisis-によって、拘束力を有する判例である。

大陸法が抽象的・理論的であるのに対して、標記拘束力を有する判例は具体的な事案に対する判決集合体の形式をとっている。このcommon lawは、16世紀～17世紀には王権に対してさえも支配下におく「法の支配」原則によって、絶対王制と対立し、Albert Venn Dicey (1835年～1922年)は王に特権を与える公法観念が存在しないことを以て、イギリス法の誇りとしている。

*34… equity に関する一般的説明は、以下の通り。

最広義では衡平・正義を意味し、次には厳格法に対立し、これを是正する意味の道徳的衡平を意味する。特に、イギリスに於いて1875年まで存続した大法官府裁判所 (Court of Chancery) が樹立した法、及びそれから発達した法の一団一すなわち、実質的にはcommon law とは区別して考えられる衡平法を指す。その起源は14世紀後半から王が裁判所に委任した以外に、裁判所が保有するその固有の裁判権を行使して、common law を補正しようとしたことにあり、やがてcommon law 裁判所と対立するequity 裁判所を生じた。

Stuarts 朝 (1603年～1714年) 前半に於いて、common law 裁判所とequity 裁判所との間に激しい対立抗争が生じ、清教徒革命の際にequity 裁判所廃止が画策されたこともあった。このことは、刑事裁判について星座裁判所 (Court of Star Chamber) となって実現されたが、民事裁判については実現せず、その後も長くcommon law 裁判所とequity裁判所が併存した。19世紀後半になると、イギリスでは1875年に裁判所が統一され、両者は同じ裁判所で審理されることになったが、英米法に準拠する法曹の間では、依然common law とequity という語を用いることが多い。

例えば、救済手段についても、common law上の救済ならば、一定の要件が備わっていれば必ず与えられるが、equity上の救済の場合、たとえ一定の要件が具備されていたとしても、当該救済を与えるかどうかについては、最終的には裁判所裁量にかからしめるとされている。すなわち、例えばi 当該救済を与えることが正義に反するとか、ii 実効性を欠くと判断される場合には、救済は与えられない。或いは、common law上の救済は、何人に対しても(=第三者の範囲が広い) 対抗することが出来るものの、equity上の権利は、善意有償にて取得した第三者には対抗出来ない等の違いがある。

*35…これらの差異は、日本が1964年4月OECDに加盟した時点で産業保護政策に大きな転機が訪れた。すなわち、1963年2月、IMF理事会は、国際収支を理由とする為替制限禁止を勧告し、日本は翌1964年4月、当該勧告を受け入れて、IMF § 8国に移行した。また、GATTに対しても同じく1963年2月、日本は理事会に、同じく国際収支を理由とする貿易制限禁止を合意したGATT (§ 11国) 移行を通告した。これらにより、OECD に加盟した1964年4月を以て、日本は終戦後続けてきた国内産業に対する全面的な保護政策から、原則として市場主義的産業政策に転換した。

ただし、米等一部の農産物等については、引き続き高関税政策等に基づく産業保護政策が継続していることは、周知の通りである。

*36…ベトナムはドイモイ政策採用後、1980年代末に発生したhigh perインフレ、1990年代初頭まで従来大きな貢献をしてきた旧ソ連による援助停止等の困難にも拘わらず、ベトナム経済は、年間平均成長率8.9% (1992年～1997年) に達する高成長を実現した。開発途上国でも取り分け高い標記経済成長が可能となった理由は、①ドイモイ政策下の国内自由化、②ODAおよび民間直接投資を主とする急速な外資流入の2点に集約されるものと思料される。更に、これらの要因が新たな投資機会に結びつくことにより、スパイラル的に21世紀初頭の今次最初10年紀に於いても、目下のところ、同国生産・投資を活性化することに成功している。

*37…“泣くのをやめないと、ムッシューが来るよ。” フランス植民地支配下のベトナムで、子供が腹を空かせて泣き叫ぶと母親はこのような云って泣くのを止めさせた、という。このような習慣に民衆が慣らされ、特別の違和感を持たない社会になっていたことは、「法の支配」がベトナム現地人に及んでいなかったことを含意するだろう。

*38…東遊運動。これについては、1905年、播佩珠 (Phan Boi Chau) が亡命先の横浜で著した『越南亡国史』(邦訳) から抜粋した以下の記述を参照。20世紀初頭、フランス植民地支配が確立したベトナムの様子が良く分かる。

2005年は、彼らベトナム人志士が東遊運動を起こしてから、100周年にあたる。

「ベトナムはこの30年の間、戦争が過ぎれば再び兵乱に逢い、幾度か踏み躪らながら、やっと生き

長らえてきた。そこへフランス人の悪辣な策略に遭っては、ひとたまりもなく、今は毎日毎日搾り取られ、切り苛まされている。ベトナムに後を継ぐ人の絶え果てるのも、もう遠い先ではないであろう。…」

また、金子由芳 『ベトナムビジネス道入門』 JETRO 1994年 ODA棲み分け模様—インフラ建設— pp.89_104 及び あとがき pp.185_186 を参照。

＊39…1992年借款供与再開以降、20世紀末までの主要なProjectは、大凡以下の通りである（北から南順）。

- i カイラン港拡張計画（開発調査・有償・港湾：1995年 102.73億円）
- ii ハイフォン港復旧計画Ⅰ期（有償・港湾：1993年 39.75億円）
- iii 沿岸無線整備計画（有償・海上保安：1996年 19.97億円）
- iv 北部地域交通system開発計画（開発調査・総合交通）
- v ハノイ新国際空港整備（供用済み）
- vi ハノイ市都市計画調査（開発調査・都市交通）
- vii 中部重点地域港湾（＝ダナン）開発計画（開発調査、港湾）
- viii ダナン（ハイバー峠）東西縦貫道路開発計画（開発調査・有償 2005年3月、供用開始済み）
- ix 全国沿岸海上輸送整備計画Master Plan（開発調査、海運）
- x 南北縦貫鉄道整備計画（開発調査、鉄道）
- xi 南北統一鉄道橋梁復旧計画（有償・鉄道）
 - 第1期 1993年 40.42億円
 - 第2期 1994年 0.54億円
 - 第3期 1995年 73.41億円

出所：運輸省編集 / 社団法人 海外運輸協力協会（JTCA）

『運輸国際協力の現況—運輸ODA白書—』 1997年度版 1997年12月 / pp.48_49

＊40…愛敬浩二 「憲法学はなぜリパタリアニズムをシリアスに受け止めないのか？」 pp.77_78
『法哲学年報 2004 —リパタリアニズムと法理論—』有斐閣 2005年

＊41…ベトナムは憲法上も社会主義を明記していることは、先述。ただし、被選挙民は事実上ベトナム共産党員が多数を占めており、複数政党制を認めている日本・米国等西側資本主義諸国の多くとは異なる点があることに注意する必要がある。

＊42…国有企業法（旧法1995年、新法2003年）、契約法（1998年） 改正外資法（1999年） ほか

＊43…この背景には、企業集団形成により、特定産業競争力強化を図ろうとする最近のロシアに於ける法整備状況をベトナム政府が参考に行っていることが窺われる。

＊44…中国古代法がアジアに及ぼした影響について、以下の記述がある。ベトナム同様、古代中国文化の影響を強く受けたという面で同じような法制度を持ちつつも、明治維新後急速に西洋起源の法体系を継受したという点、ベトナムと日本彼我は対照的な歩みをしたことが興味深い。

「古代の東アジアは、漢字文化一色に染め抜かれていた。その基本は、漢字を媒介として中国から仏教や儒教、そして律令を受容することであった。政治においては、そのあり方に学び、行政上の命令や報告をすべて文書によって進めるという手法をとったいわゆる文書主義である。当時、国家体制の構築を急いでいた日本は、当然ながら唐のシステムをお手本とした。すなわち、中央集権を基本とした律令体制である。律令。と、ひと口に言うが、ふたつの法律から成っている。…ちなみに中国では『礼』を尊ぶ精神から『律』の方が『令』より重視されたが、日本では逆に、支配手段としての『令』が重んじられていた。…この際に用いられたのが印章、すなわちハンコである。当時のハンコは、いまとは違って文書の全面を覆うように押印された。公文書の権威を示すと共に、偽造を防ぐためであ

る。…律令制度は、その後様々な不備を露わにしつつ修正を施され、717年の養老律令をもって完成する。が、これにも諸々の不備があったらしく、40年ほどホッタラカシにあった後、757年ようやく施行に漕ぎ着けるのである。その後、律令は新たに編纂されることはなく、単行法である『格』と『式』によって、実情にあった改変が加えられ、さらに先例と慣例を重んじる『公家法』が誕生する。

『礼』を母胎として中国社会で生まれ育った『律』と『令』。それは東アジアに於ける最新の制度であり、文化であった。

大国の進んだシステムを取り入れつつ、日本はそこからエッセンスだけを抽出し、国内統治に都合の良い部分だけをあてはめた。…」九州国立博物館編 『Asiaje』 東京書籍 2005年 pp.52_53

*45…大橋智之輔 「所謂“ラートブルフの定式Formel”をめぐって—小さなラートブルフ・ルネッサンス—」

奥島孝康 / 田中成明編 『法学の根底にあるもの』 有斐閣 1997年 pp.12_21

以上

参考文献

和書

1. 鮎京正訓 『ベトナム憲法史』 日本評論社 1993 年
2. アレクサンドル・コジューヴ / 今村仁司・堅田研一訳 『法の現象学』 法政大学出版局 1996 年
3. 井上 茂 『法の根底にあるもの』 1989 年 有斐閣
4. 石川滋 / 原洋之介編 『ヴィエトナムの市場経済化』 東洋経済新報社 1999 年
5. 石部雅亮 編 『ドイツ民法典の編纂と法学』 九州大学出版会 1999 年
6. 今井昭夫 / 岩井美佐紀編 『現代ベトナムを知るための 60 章』 明石書店 2004 年
7. 宇佐美誠 『公共的決定としての法—法実践の解釈の試み—』 木鐸社 1993 年
8. 宇沢弘文 / 花崎正晴 『金融システムの経済学』 東京大学出版会 2000 年
9. 運輸省編集 / 社団法人 海外運輸協力協会 (JTCA) 『運輸国際協力の現況—運輸ODA白書—』 1997 年度版
10. 遠藤浩 / 林良平 / 水本浩 監修 『現代契約法大系 第 8 巻 国際取引』 有斐閣 1983 年
11. Eugen Ehrlich 著 / 河上倫逸 Manfred Hubricht 訳 『法社会学の基礎理論』 みすず書房 1984 年
12. 大木雅夫 『法圏論に関する批判的考察』 上智法学論集 23 巻 2 号 1980 年
13. 大木雅夫 「人文主義者ツァーヂウスとその周辺」『山島正男・五十嵐清・藪重夫先生古希記念 民法学と比較法学の諸相 2』 信山社 1997 年
14. 大木雅夫 『異文化の法律家』 有信堂 1992 年
15. 大木雅夫 「国家観の変遷—ヨーロッパ連合前史—」『聖学院大学総合研究所研究紀要No.31』 2004 年
16. 大木雅夫 『比較法講義』 東京大学出版会 1992 年
17. 大村敦志 『法源・解釈・民法学—フランス民法総論研究—』 有斐閣 1995 年
18. 奥島孝康 / 田中成明編 『法学の根底にあるもの』 有斐閣 1997 年
19. 奥田英信 / 三重野文晴 「東南アジアの金融発展：開発金融パラダイムの変化と多様性」『神戸大学国際協力研究科国際協力論集』 第 12 巻第 1 号
20. 金子由芳 『ベトナムビジネス道入門』 JETRO 1994 年
21. 金子由芳 「アジア広域FTAの法政策論的展望(1)—「非貿易的関心事項」をめぐるデファクトスタンダードへの対応—」『神戸大学国際協力研究科国際協力論集』 第11巻第1号
22. 金子由芳 「アジア危機後のコーポレート・ガバナンス改革の課題」『アジア経済研究合同学会告会報告書』 アジア経済研究合同学会告会 2003 年
23. 金子由芳 「アセアン諸国の仲裁法の動向に見る国策的特色—投資紛争解決の見地から—」『神戸法学』

第53 卷2号

24. 金子由芳 『アジア危機と金融法制改革』 信山社 2004 年
25. 金子由芳 『アジア法の可能性』 大学教育出版 1998 年
26. 金子由芳 「アジア広域 FTA の法政策論的展望」『国際協力論集』第 11 巻 1 号_2 号
27. 金子由芳 『法の実施強化に資する立法支援のあり方』 国際協力事業団客員研究員報告書 2004 年
28. 九州国立博物館編 『Asiaje』 東京書籍 2005 年
29. 国際開発学会 『第 15 回国際開発学会 全国大会論文集』 2004 年
30. 国際開発学会 『第 16 回国際開発学会 全国大会論文集』 2005 年
31. 国際協力事業団アジア第一部インドシナ課 『ODAによる法整備支援の援助戦略について』 2000 年 国際協力事業団
32. 小林昌之編 『アジア諸国の市場経済化と社会法』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2001 年
33. 小林昌之 / 今泉慎也編 『アジア諸国の紛争処理制度』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2003 年
34. 小林昌之 / 今泉慎也編 『アジア諸国の司法改革』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2002 年
35. 小早川光郎 / 高橋滋ほか 『岩波講座 現代の法 4』 1998 年 岩波書店
36. (財) 国際文化交流推進協会 『アジアの国際交流』 山川出版社 2000 年
37. 桜井宏二郎 「市場経済移行国の金融問題－ヴィエトナムのケース－」 JICA REPORT 2000 年
38. 桜井宏二郎 「市場経済移行国における金融と資源配分の問題」 pp.280_281
宇沢弘文/花崎正晴編『金融システムの経済学』東京大学出版会 2000 年
39. 作本直行編 『アジアの経済社会開発と法』 日本貿易振興会アジア経済研究所 2002 年
40. 社会主義法研究会編 『社会主義法の変容と分岐』 法律文化社 1992 年
41. ジョン・ロールズ / 田中成明編訳 「市民的不服従の正当化」『公正としての正義』 木鐸社 1979 年
42. ジャック・デリダ / 堅田研一訳 『法の力』 法政大学出版局 1999 年
43. ジャン ダバン / 水波 朗訳 『法の一般理論』 創文社 1961 年
44. ジャン ダバン / 水波 朗訳 『権利論』 創文社 1977 年
45. 柴田光蔵 「武器のあいだでは法は沈黙する： Inter arma silent leges①～⑩（ローマ法往還記⑦～⑯）
『時の法令 1446、1449、1450、1452、1454、1456、1458、1460、1462、1464』
46. San-Duck HWANG, Vorlesungen ueber Rechtsphilosophie, 4.Auflage 1985 年/
鈴木敬夫訳 黄山徳 『法哲学講義』『札幌学院法学』 第 22 巻 1 号 2005 年
47. 高島平蔵 『民法制度の基礎理論』 敬文堂 1986 年
48. 田中成明 『現代日本法の構図－法の活性化のために－』 筑摩書房 1987 年
49. 竹下 賢 / 角田猛之 『恒藤 恭の学問風景－その思想の全体像－』 有斐閣 1999 年

50. 恒藤 恭 『近代法の基礎構造』 日本評論社 1964 年
51. 中野目義則 『法の機能と法解釈』 1993 年 八千代出版
52. 西 賢 『比較法の課題』 晃洋書房 1968 年
53. ニクラス・ルーマン / 村上淳一・六本 佳平訳 『法社会学』 岩波書店 1977 年
54. ニクラス・ルーマン / 土方透訳 『法の社会学的観察』 ミネルヴァ書房 2000 年
55. Reuven Yaron 著 / 西村重雄訳 「ローマ諾成売買契約論－特に買主危険負担原則について－」
『法政研究』第 70 巻第 2 号 九州大学法政学会
56. Eric Pool 著 / 西村重雄訳
“Zur Bedeutung und Stellung der ‘causa’ im System klassischer Ersitzungsvoraussetzungen”
『法政研究』第 70 巻第 3 号 九州大学法政学会
57. 日本比較法研究会 50 周年記念講演録編集委員会 『多文化世界に於ける比較法－新世紀への視点－』
中央大学出版部 2000 年
58. 日本貿易振興会 『経済・通商法制度研究会報告書』 日本貿易振興会 2003 年
59. H.L.A.ハート / 矢崎光圀訳 『法の概念』 みすず書房 1976 年
60. H.L.A.ハート / 矢崎光圀ほか訳 『法学・哲学論集』 みすず書房 1990 年
61. Heinrich Mitteis 著 / 林毅 訳 『法史学の存在価値』 創文社 1980 年
62. 原島重義編 『近代私法学の形成と現代法理論』 九州大学出版会 1988 年
63. 東 大作 『我々はなぜ戦争をしたのか－米国・ベトナム 敵との対話－』 岩波書店 2000 年
64. 東 孝行 「法科大学院における要件事実論教育について」
『久留米大学法学法学部創設 15 周年記念論文号 第 43 号』 2002 年
65. 樋口陽一 『比較憲法 改訂版』 青林書房新社 1984 年
66. 法務大臣官房司法制度調査部監修 『日本近代立法資料叢書 法典調査会 民法議事速記録』
商事法務協会 1983 年
67. 法務省法務総合研究所・アジア太平洋 ADR 研究会 『アジア・太平洋諸国における ADR』
別冊 NBL75 号 法務省法務総合研究所
68. 穂積陳重 『法窓夜話』 岩波書店 1980 年（底本は、同名の第 8 版 1926 年 有斐閣）
69. 堀内昭義・福田慎一 「日本のメインバンクはどのような役割を果たしたのか」『金融研究』第 6 巻第 3 号
日本銀行金融研究所
70. 『法哲学年報 2004 －リバタリアニズムと法理論－』 有斐閣 2005 年
71. 本田喜代治編訳 『アジア的生産様式の問題』 岩波書店 1966 年
72. 広中俊雄 星野栄一編 『民法典の百年 I 全般的観察』 有斐閣 1998 年

73. 松坂佐一 『民法解釈の基本問題』 名古屋大学出版会 1985 年
74. 三浦 徹 / 岸本美緒 / 関本照夫編 『比較史のアジアー所有・契約・市場・公正ー』 東京大学出版会 2004年
75. 三木浩一 「仲裁制度の国際的動向と仲裁法改正の課題」『ジュリスト』1207 号
76. 矢崎光圀 『法思想史』 日本評論社 1981 年
77. 山中永之佑 『日本近代法論』 法律文化社 1994 年
78. 山畠正男・五十嵐清・藪重夫先生古希記念 『民法学と比較法学の諸相 2』 信山社 1997 年
79. 安田信之 『東南アジア法』 日本評論社 2000 年
80. 渡辺洋三 『法社会学と法律学の接点』 日本評論社 1989 年

洋書

1. Buscaglia, E. & Dakolias, M. “An Analysis of the Causes of Corruption in the Judiciary “
World Bank, Legal and Judicial Reform Unit, Legal Department 1999
2. Lyoyd C Gardner & Ted Gittinger “International Perspectives on Vietnam “ TEXAS A&M
UNIVERSITY PRESS 2000
3. Wolfgang Kunkel, Martin Schermaier “ Roemische Rechtsgeschichte 13.Auflage” UTB fuer
Wissenschaft 2001
4. Pistor, K. and Wellons, P.A. “The role of law and Legal Instituitons in Asian Economic Development”
Oxford University Press 1999
5. OECD “Principles of Corporate Governance” 1998
6. Joseph Raz “The Concept of a Legal System-An Inroduction to the Teory of Legal System 2nd
edition” Oxford University Press Repinted 2003 (Original 1980)
7. Joseph Raz “ Essays on Jurisprudence- Law as Authority- “ Oxford University Press 1984
8. Hideo Tanaka “THE JAPANESESE LAW SYSTEM - Introductry Cases and Materials -“ University
of Tokyo Press 1976
9. Roman Tomasic “COMPANY LAW IN EAST ASIA “ Dartmouth publishing company 1999
10. World Bank “Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment” 1992

以上

経済経営研究目録

(1980 年 7 月より 2006 年 3 月まで)

Vol. No. 発行年月

◇経済一般理論・実証◇

日本の景気循環の推計	26 (1)	2005. 5
－Markov Switching Dynamic Factor Model を用いた検討－		
経済の情報化と IT の経済効果	22 (1)	2001. 11
日米経済と国際競争	20 (4)	2000. 3
現金収支分析の新技法	16 (3)	1995. 11
日米独製造業の国際競争力比較	12 (1)	1991. 6
－実質実効為替レートを利用した要因分析－		
レーガノミックスの乗数分析	10 (1)	1989. 5
為替レートのミスアラインメントと日米製造業の国際競争力	9 (1)	1988. 7
貯蓄のライフ・サイクル仮説とその検証	2 (3)	1982. 1
今後のエネルギー価格と成長径路の選択	1 (1)	1980. 7
－期待されるエネルギーから資本への代替－		

◇設備投資◇

R&D のスピルオーバー効果分析	26 (2)	2005. 6
－日本のハイテク産業における実証－		
1990 年代の設備投資低迷の背景について	25 (4)	2004. 12
－財務データを用いたパネル分析－		
設備投資と不確実性	25 (2)	2004. 9
－不可逆性・市場競争・資金制約下の投資行動－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	16 (6)	1996. 1
－1985～1995 年－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	16 (2)	1995. 11
－1966～1984 年－		
大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究	15 (1)	1994. 12
－1945～1965 年－		

大都市私鉄の投資と公的助成	14 (1)	1993. 4
ー地方鉄道補助法とその評価ー		
鉄道運賃・収支と設備投資	13 (2)	1992. 7
大都市圏私鉄の設備投資について	12 (3)	1991. 8
設備投資と資金調達	11 (4)	1991. 2
ー連立方程式モデルによる推計ー		
土地評価とトービンの q / Multiple q の計測	10 (3)	1989. 10
我が国の設備機器リース	9 (5)	1989. 3
ーその特性と成長要因ー		
設備の償却率について	9 (3)	1988. 9
ーわが国建設機械の計測例ー		
設備投資の決定要因	6 (5)	1986. 3
ー各理論の実証比較と VAR モデルの適用ー		
設備投資研究 '85	6 (4)	1985. 9
ー主要国の設備投資とわが国における R&D 投資の構造的特色ー		
設備投資研究 '84	5 (1)	1984. 7
ー変貌する研究開発投資と設備投資ー		
設備投資研究 '82	4 (2)	1983. 7
ー調整過程における新たな企業行動ー		
投資促進施策の諸類型とその効果分析	4 (1)	1983. 7
設備投資研究 '81	3 (4)	1982. 7
ー研究開発投資の経済的效果ー		
税制と設備投資	3 (3)	1982. 7
ー調整費用、合理的期待形成を含む投資関数による推定ー		
時系列モデルの更新投資への適用	3 (2)	1982. 7
設備投資研究 '80	2 (2)	1981. 7
ー投資行動分析の新しい視角ー		

◇金融・財政◇

日本企業のガバナンス構造	24 (1)	2004. 1
ー所有構造、メインバンク、市場競争ー		

非対称情報下の投資と資金調達	23 (3)	2003. 2
ー負債満期の選択ー		
ー投資非効率と企業の規模ー		
メインバンク関係は企業経営の効率化に貢献したか	21 (1)	2000. 8
ー製造業に関する実証研究ー		
ドル・ペッグ下における金融危機と通貨危機	20 (3)	1999. 8
アメリカ連邦政府の行政改革	20 (1)	1999. 6
ーGPRA を中心にしてー		
なぜ日本は深刻な金融危機を迎えたのか	19 (1)	1998. 9
ーガバナンス構造の展望ー		
国際機関投資家の新潮流	16 (4)	1995. 9
アメリカの金融制度改革における銀行隔離論	13 (1)	1992. 6
メインバンクの実証分析	12 (4)	1992. 3
Asset Bubble のミクロ的基礎	11 (3)	1990. 12
資産価格変動とマクロ経済構造	11 (2)	1990. 7
貯蓄・投資と金利機能	11 (1)	1990. 6
金融構造の変化について	10 (2)	1989. 8
公的部門の金融活動	9 (4)	1988. 10
ー米国での動きとわが国との対比ー		
クラウドディング・アウトについての研究	8 (1)	1987. 11
ー国債発行の国内貯蓄および金融仲介への影響ー		
アメリカの金融システムの特徴と規制緩和	7 (1)	1986. 10
アメリカの金融自由化と預金保険制度	6 (3)	1985. 6
西ドイツの金融自由化と銀行収益および金融制度の安定	6 (2)	1985. 7
西ドイツの公的金融		
ーその規模と特徴ー		
アメリカの公的金融	6 (1)	1985. 7
ーフェデラル・ファイナンスン・バンクと住宅金融ー		
金融市場の理論的考察	5 (2)	1984. 7
債券格付に関する研究	2 (1)	1981. 7

資本市場に於ける企業の資金調達 ー発行制度と資金コストー	1 (2)	1980. 10
---------------------------------	-------	----------

◇資源・環境◇

カーボンファイナンスの評価と今後の可能性 ーモンテカルロ法によるシミュレーション分析ー	25 (5)	2004. 12
地域経済と二酸化炭素排出負荷	24 (4)	2004. 3
エネルギー問題に関する理論および実証のサーベイ	1 (3)	1981. 2

◇会計・企業・財務◇

ベトナム私法整備の経緯と日本支援の役割 ー社会的共通資本としての法学の視点からー	26 (5)	2006. 3
DIP ファイナンスの実証研究	26 (4)	2006. 3
税効果会計と利益操作 ー倒産企業による実証分析ー	25 (6)	2005. 3
コーポレート・ガバナンスの世界的動向 ー欧米、中国・韓国における法制度を中心とする最近の展開 ならびに「会社法制の現代化に関する要綱試案」の動向ー	25 (3)	2004. 9
コーポレート・ガバナンス改革の現状と課題 ー経営機構改革の具体例の検討、内部統制システム等 に関する考察を中心としてー	24 (5)	2004. 3
利益の質による企業評価 ー利質分析の理論と基本的枠組みー	24 (3)	2004. 3
企業の再生と挫折 ーUAL におけるターンアラウンド戦略の評価ー	24 (2)	2004. 3
商法改正後の新しいコーポレート・ガバナンスと企業経営 ー社外取締役、監査役会など米国型機構、従来型機構の検討を中心としてー	23 (6)	2003. 3
日本の製造業 ー長期データに基づく収益力の再検証ー	23 (5)	2003. 3
利益操作の研究 ー不当な財務報告に関する考察ー	23 (4)	2003. 2

バブル崩壊後の企業財務の推移と課題	18 (3)	1998. 3
連結決算 20 年のデータで見る日本企業の資本収益性低下	18 (2)	1998. 3
日米医療 NPO (非営利組織) の経済分析	17 (2)	1997. 3
企業のリストラクチャリングについて	16 (1)	1995. 5
日本主要企業の資本構成	12 (2)	1991. 7
企業における情報行動の分析	7 (2)	1987. 3
ー職場における情報行動に関する調査報告ー		
ビジネス・リスクと資本構成	3 (1)	1982. 4

◇産業構造・労働◇

防衛的技術進歩	26 (3)	2005. 7
ーグローバル経済下の内生的技術進歩ー		
技術進歩と人的資本	25 (1)	2004. 5
ースキル偏向的技術進歩の実証分析ー		
我が国の半導体産業とイノベーション	23 (7)	2003. 3
ーイノベーション経営研究会報告書ー		
我が国製造業の打開策を探る	23 (2)	2002. 11
ープロダクション・ニューパラダイム研究会報告書ー		
貿易と雇用	23 (1)	2002. 11
ーグローバル化の産業と地域への影響ー		
グローバル化と労働市場	21 (2)	2000. 11
ー日本の製造業のケースー		
偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金	20 (2)	1999. 6
ーコンピュータ投資にみる技術進歩の影響ー		
戦間期日本における農工間賃金格差	19 (3)	1998. 12
日本の労働市場と失業	9 (2)	1988. 8
ーミスマッチと女子労働供給の実証分析ー		
産業調整問題に関する理論および実証	3 (5)	1982. 8

◇地域政策◇

地域・目的別社会資本ストックの経済効果	19 (2)	1998. 11
ー公共投資の最適配分に関する実証的分析ー		
地域間所得移転と経済成長	18 (1)	1998. 3
アジアにおける地域の国際ネットワーク化試論	17 (1)	1997. 3
ーネットワークの理論的考察とその応用としてのアジア重層ネットワーク構想ー		
新しい町づくりの試みサステイナブル・コミュニティ	16 (5)	1995. 10
ー真のベター・クオリティ・オブ・ライフを求めてー		
首都圏を中心としたハイテクゾーンの現状と将来	6 (6)	1986. 3